

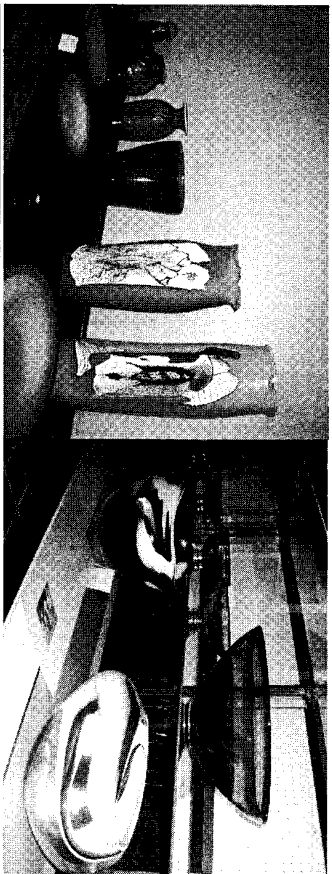
(4) 市場価値が高いと思われる美術品については個別管理を行うべきである (指摘事項)

当法人が所持するガラス製の作品には、過去に高額で売却された実績もあるような海外有名工芸家の制作による試作品も存在する。しかし、当該試作品については作品一覧表等の管理は行われておらず、その所持点数も定かではない。現在の管理体制では作品の紛失リスクは高いと考えられるため、これらの海外有名工芸家の作品については写真を撮ったうえで作品ごと個別に管理を行うべきである。

当法人には、海外有名工芸家の試作品が多数存在している。これらの試作品は、当法人のオープン時に海外ガラス工芸家 5 名を招いてのワークショップ開催時に作られたものである。このワークショップで作った試作品の一部は、これらの工芸家が置きみやげとして、当法人に寄贈された。また、担当者の説明によれば、これらの工芸家の販売目的で制作された完成度の高い作品は、過去において館内のデパートで 100 万円以上の価格で販売されたものもあったとのことである。

これらについては、現在、作品一覧表が作成されておらず、何点存在するかも定かなく、紛失するリスクが高い状況が続いている。これらの海外有名工芸家の作品については、ワークショップで作られた試作品とはいえ、それぞれが個性のあるものであり、写真を撮って作者名、形状、大きさ、及び制作時期などを記載した作品一覧表を作成し、定期的に実物確認できるように管理を行うべきである。

また、費用にもよるが、どの程度で評価すべきか鑑定し資産計上することが望ましい。



(5) 物品要求書及び支出負担行為同票の検収確認に不適切な処理が見受けられる (指摘事項)

平成 22 年度末の未払金に計上のある 2 件の物品等に関し検収の確認がなかった。未払金計上の妥当性を立証する上でも適切に処理することが必要である。

平成 22 年度期末の未払金に計上のある下記の 2 件につき、検収の確認がなかった。

(単位：円)

物品名	科目	金額
1 館内電灯盤既設主幹保護ブレーカー取換え漏電ブレーカー設置電気工事 (13 カ所)	修繕費	805,350
2 タイムカード 他	消耗品費	61,511

財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センターにおいて作成している書類に「支出負担行為同票」「物品要求書」がある。それらによると、各々の物品の購入等に対し、検収の日付の記入と確認印が押されている。平成 22 年度の購入物品及び修繕工事と「要求書」・支出関係書類を突き合わせたところ、確認する限りにおいて上記 2 件を除いて漏れなく記入されていた。上記 2 件については単なる記入漏れとも考えられるが、2 件の請求書は通常より遅れており、期末の 3 月中に引き渡されている物品等なのか疑念を生じる。業務の不執行は、補助金の減額に影響するので、期末の処理は特に注意する必要がある。内部管理上不適切な処理と思考されるので、自ら取引の実態を証明するためにも書類を適切に整備することが必要である。

(6) 証券会社への預け金が簿外となっていた (指摘事項)

平成 22 年度決算において、証券会社への預け金 426,231 円について貸借対照表に未計上となっており、財産目録への記載も漏れていた。予定されている法人の解散等の移行時における正確な財産額計算のためにも資産管理は厳格に行うべきである。

平成 23 年 3 月 31 日時点を作成基準日とする、当法人の証券会社残高証明書を確認したところ、証券会社に対する預け金の残高が 426,231 円となっていた。しかし、同日を決算日とする平成 22 年度の財務諸表においては、当該預け金については貸借対照表に計上されておらず、また財産目録への記載もなされていなかった。今後当法人は解散する可能性を含めて、組織の移行が予定されているが、移行時において法人が所有する財産額の正確な算定のためにも、資産の管理はより厳格に行うべきであると考えられる。

(7) 平成 21 年度決算における決算書の作成及び退職給付関連の会計処理に誤った事例が存在した (指摘事項)

平成 21 年度決算において決算書の作成及び退職給付関連の会計処理に誤った事例が存在した。当法人は県や町から出捐を受け、毎年補助金の助成を受けている法人でもあるため、今後は財務諸表の作成にあたって、その適正性について特段の慎重さが求められると史料される。

当法人の退職給付引当金 (以後、「引当金」という。) は、山梨県職員の算定基準により計算された期末における自己都合要支給額を計算し、期首の要支給額に対する差額分を正味財産増減計算書において退職給付費用として計上し、同時にそれと同額の資金を退職給付特定資産 (以後、「特定資産」という。) として積み立てる (収支計算書上の退職手当引当支出) こととされている。その処理を適正に行うと結果として引当金と特定資産は貸借対照表において同額となることとなる。実際に、法人が自身において算定した平成 22 年度末における引当金等の残高は 10,414,379 円と、決算書残高と一致していた。しかし、期首における決算書の引当金及び特定資産の残高は 7,447,020 円であるため、平成 22 年度の退職給付費用及び退職手当引当金支出は当然に期末残高 10,414,379 円と期首残高 7,447,020 円の差額である 2,967,359 円の計上となるはずであるが、実際の決算書における計上額はどちらも当初予算と同額の 667,000 円となっていた。その原因を確認するために関係科目の元帳を確認したところ、引当金については当該差額 2,300,359 円が未払金からの振替という一般的には行われない会計処理により計上されていた。一方、特定資産の元帳を確認すると、当該差額分に該当する処理が行われていないにもかかわらず、期末残高は引当金の期末残高と一致していた。つまり、特定資産については決算書の期首残高と元帳の期首残高が一致していないという異常な状態であることが判明した。平成 22 年度の状況を図示すると以下のとおりである。

H22 引当金 (元帳)	H22 引当金 (決算書)	H22 特定資産 (決算書)	H22 特定資産 (元帳)
期首残高 7,447,020 円	○ 期首残高 7,447,020 円	○ 期首残高 7,447,020 円	× 期首残高 9,747,379 円
増加 (退職給付費 用) 667,000 円	○ 増加 (退職給付費 用) 667,000 円	○ 増加 (普通預金よ り振替) 667,000 円	○ 増加 (普通預金よ り振替) 667,000 円
増加 (未払金より振 替) 2,300,359 円	○ 増加 (未払金より 振替) 2,300,359 円	○ 増加 (処理不 明) 2,300,359 円	× 処理無し
期末残高 10,414,379 円	○ 期末残高 10,414,379 円	○ 期末残高 10,414,379 円	○ 期末残高 10,414,379 円

特定資産期首残高が元帳と決算書で異なっていること及び引当金に振替が

行われた未払金計上時の処理方法の確認を行うために平成 21 年度の関係科目の元帳及び決算書等を確認したところ、以下のような会計処理が帳簿上及び帳簿外で行われていたことが判明した。

まず平成 21 年度期首の引当金の金額は 7,026,390 円であり、法人が自身において積算した平成 20 年度期末における退職金自己都合要支給額と一致している。しかし平成 21 年度末における退職金自己都合要支給額は 9,747,379 円と積算されていたが、決算額は 7,447,020 円と 2,300,359 円引当不足となっていた。一方で、期末における引当金計上のための退職給付費用及び特定資産への資金積立額、並びに退職手当預金引当支出の金額はいずれも期首残高と期末残高の差額である 420,630 円となるはずであるが、退職給付費用等の金額は決算書及び元帳ともに 2,720,989 円と 2,300,359 円過大となっていた。これは、退職給付費用計上時において前述の引当金の不足額 2,300,359 円について、引当金ではなく未払金を相手勘定としていたことに起因するものであった。これが前述の平成 22 年度決算において引当金に振替が行われた未払金の発生原因である。また、この処理を行うと引当金の計上額と特定資産への積立額が異なるため、本来は同額であるべき両科目の金額に差異が生じるはずである。しかし、平成 21 年度の決算書において、引当金と特定資産は退職金期末要支給額である 7,447,020 円と同額となっていた。これは決算書作成時に特定資産の金額 2,300,359 円については普通預金に含めて表示が行われたためである。これが平成 22 年度において特定資産期首残高が決算書と元帳で異なっていた原因である。

当該一連の会計処理については、当時の担当者の知識不足によることである旨の説明を受けたが、特に元帳と決算書の金額が異なっていたという点については、悪意の有無に係わらず、外部に対して決算時に何らかの不正が行われたのではないかと疑った印象を与えてしまう可能性がある。当法人は県や町から出捐を受け、毎年補助金の助成を受けている法人でもあるため、今後は財務諸表の作成にあたって、その適正性について特段の慎重さが求められると史料される。

1.2. 財団法人ハ佐野記念財団

(1) 法人運営のガバナンスについて不適切な事例が見られた (指摘事項)

法人の組織運営にあたって、次のような問題点が見受けられた。

- ① 理事会・評議員会が会議の途中で合同開催されている。
- ② 両機関の議長が専務理事であり、寄付行為の規定と異なる
- ③ 通常理事会の開催は年2回であるが、内1回は書面での開催である。正式な理事会の開催が望まれる。
- ④ 各種事業の結果が理事会・評議員会で報告されるのみであり、事後承諾し追認されている状態である。
- ⑤ 助成事業やコンクールの審査に当たり、運営委員会等の審査組織が存在しない。審査組織を設け外部の有識者等をメンバーに入れ、審査の客観性をより担保することが必要である。

当法人の法人運営について次のような問題点が見られる。

- ① 当法人の理事会及び評議員会は同じ日に同時開催され、各機関の専決事項(理事会：評議員の選任、評議員会：理事の選任等)はそれぞれ別々に協議を行い、専決事項の協議が終了後同じ議案については合同して開催し協議している。公益法人の機関において理事会は業務運営の決議機関であり、評議員会は諮問・審議・助言機関である。両者はその機能を異とする。したがって、各々の会議では議論する内容は自ずと異なり、合同開催された理事会・評議員会はこれらの機能を果たしてない。ガバナンスが有効に機能していないものといえる。

- ② 当法人の平成23年度の理事会及び評議員会は専決事項の協議が終了後合同で開催されている。当該合同の会議では専務理事が議長を務めているが、寄付行為上では理事会の議長は理事長が務め(寄付行為第22条)、評議員会の議長は会長が務める(寄付行為第28条第3項)こととなっている。理事長が高齢とのことであるが、現状では寄付行為違反であり、寄付行為の規定を実施にあわせて改正することが必要である。

- ③ 当法人の通常理事会は年2回開催する(寄付行為第20条第2項)こととなっている。平成22年度は年2回の開催ではあるが、内1回は評議員の改選に伴う書面での理事会開催である。適切な法人運営のためにも正式な開催を行うべきである。

- ④ 合同開催された理事会及び評議員会の第2号議案(事業報告及び決算について)で年度内に行われた各種事業の結果が報告される。これらは事後的な報告であり理事会・評議員会で事前に協議されたものではない。各年度の当初において理事会で事業計画及び予算の承認を得た上で事務局は「事務処理規程」に基づき事業を実施しているとはいえ、その具体的な内容については事後的に追認されている状態である。下記の⑤に記載の通り運営委員会等が設けられていない現状では、理事会は業務運営の決

議機関であることから、事業実施に当たりより積極的に関与することが必要であると思われる。

- ⑤ 当法人は文化やスポーツの国際交流活動を行う団体への助成事業、小中学生による作文コンクール、高校生による企画コンクール等を行っているが、これら事業の選定にあたり、下記の審査担当者及び事務局が中心となって選定作業を行い事業の実施結果を事後的に理事会に報告している。助成対象となる事業の選定やコンクールの入賞者の決定に当たっては県職員のみならず事業に関連する多方面の外部の有識者等をメンバーに入れた運営委員会等を設け、審査の客観性をより担保することが必要である。

事業名	審査担当者
助成事業	山梨県国際交流課職員
小中学生作文コンクール	山梨県教育委員会国語科担当指導主事
高校生企画コンクール	ロサンゼルス山梨県人会 山梨県教育委員会指導主事及び課長 山梨県国際交流課長

(2) 助成金制度の周知活動を更に行う必要がある(意見)

当法人では基本財産の運用益を原資として、国際交流活動を行う事業者に対して助成金の交付を行っているが、過去3年間で総事業費に対する助成金の支給割合は23.0%に過ぎず、支給件数も19件に留まっている。今後はこの助成金制度について、更に県民に広く知らしめる活動を行う必要があるのではないかと考えられ、併せて法人における助成事業の位置づけについても検討する必要があると思料される。また、電話等での問合せの段階においてヒアリングシート等は特段作成されてはいない。今後はそのような問い合わせについては記録を残り、資料として整備しておくことが必要であると思われる。

小佐野記念財団助成金交付要綱によると、当法人の助成金の対象となる事業及びその事業者は以下のとおりに定められている。

「小佐野記念財団助成金交付要綱」

第2条 助成の対象となる事業は、助成対象事業者が主体となつて実施または参加する国際交流にかかるとなる事業であり、山梨県の国際化の発展に資すると認められるものとする。ただし、助成対象事業者が継続的に実施する同一事業については助成を受けた翌年度は対象外とする。

第3条 助成対象事業者(略)は、山梨県内において非営利の国際交流活動(政治的もしくは宗教的な内容を除く。)を行う個人または団体とする。

定められている対象事業及びその事業者は「国際活動」という要件はあるものの、比較的世間一般を広く対象としたものであると判断される。平成20年度から平成22年度における総事業費に占める助成金支給の金額及び件数は以下のとおりである。

年度	総事業費(A)	助成金支給総額(件数)(B)	(B)÷(A)
20	2,373,312円	700,000円(7件)	29.5%
21	2,382,465円	630,000円(7件)	26.4%
22	3,198,026円	500,000円(5件)	15.6%
合計	7,953,803円	1,830,000円(19件)	23.0%

3年間における助成金支給合計額の総事業費合計額に対する割合は23.0%に過ぎず、その支給の件数についても少ないように感じられる。支給件数について確認を行ったところ、当該期間においては申請書の受理を受けたものについては全て助成金交付の決定をしているとのことであった。つまり上記表中の19件は実際に助成金の支給を行った件数でもあり、かつ助成金の申請があった全事業者の件数でもある。また、申請書を受理する以前の段階、電話等での問合せでの受付窓口となっているのは山梨県国際交流課

であるが、その電話での問合せに対するヒアリングシート等は特段作成されてはいなかった。助成金の問合せについては、仮に、その事業が誰の目から見ても助成金交付要綱の対象事業に該当しないと判断される場合であったとしても、少なくともそのような問合せがあったことは記録として残り、資料として整備されることが望ましいと思われる。現在、同助成金制度の案内は国際交流センターのホームページと法人のホームページ等によって行っているとのことであるが、「国際交流活動」に係る事業を行う者すべてが全て国際交流センターに関与しているとは限らず、この助成金制度についても県民に広く知らしめる活動を行うことが必要ではないかと思われる。また、上記表のとおり総事業費に占める助成金支給総額の割合は年々低下しているが、法人におけるこの助成事業の位置づけについても併せて検討すべきであると思料される。

(3) 小中学生を対象とした作文コンクールの参加総数等が少ないと感じられる(意見)

当法人が毎年県内の小学生及び中学生を対象として主催している作文コンクールについては、参加学校数及び応募総数を増やすために何らかの施策を検討することが必要ではないかと考えられる。

当法人では毎年県内の小学生及び中学生を対象とし、「国際交流・国際理解」をテーマとした作文コンクールを主催している。

「小中学生による作文コンクール募集要項」(抜粋)

テーマ 国際交流や国際協力などについて、自分の体験や考えなど自由に書いてください。

対象 県内の小学生及び中学生の未発表作品
小学生・中学生の部とも最優秀各1名(副賞は海外研修)
優秀各2名、佳作若干名

※応募者全員に記念品を贈呈します。

主に各学校においては、夏季休暇中の自主課題として扱われているとのことであるが、当該コンクールの過去5年間の応募状況等について確認をしたところ以下のとおりであった。

年度	小学生の部		中学生の部	
	参加学校数 (内、受賞者数)	応募総数 (内、受賞者数)	参加学校数 (内、受賞者数)	応募総数 (内、受賞者数)
H18	12校	15点(7点)	24校	163点(14点)
H19	11校	21点(6点)	24校	166点(15点)
H20	16校	28点(7点)	26校	227点(13点)
H21	10校	13点(6点)	18校	83点(11点)
H22	17校	24点(6点)	12校	97点(8点)

山梨県内の平成23年5月1日時点での学校数及び児童・生徒数は小学校200校(生徒数47,589人)、中学校98校(生徒数25,890人)となっているが、それを踏まえると上記表中の参加学校数及び応募総数は少ないと感じられる点は否めない。その原因が、学校への周知不足によるものであるのか、又はコンクール自体の企画力によるものであるかなどについては議論の余地があると思われるが、いずれにせよ今後コンクールを継続するのであれば、参加学校数及び応募総数を増加させるために何らかの施策を検討することが必要ではないかと考えられる。

(4) 運用利息に対する事業費の割合が低いと判断されるため、事業の活性化を図るべきである。また周年事業積立金についてはその積立目的等を明確にすべきである。(意見)

当法人の基本財産運用利息に占める事業費の割合は低いと判断されるため、今後は事業の活性化をより図るべきであると思料される。また、特定資産の部に計上されている周年事業引当資産21,000千円については、その実施予定の事業について計上金額の妥当性や事業実施の具体性が乏しいと思われる。計上の目的等について取扱要領の作成を行うことが望ましいと考えられる。

当法人は基本財産の運用益(運用利息)を原資として国際交流等に係る事業を行っているが、過去3年間の運用益に対する総事業費の割合等は以下のとおりとなっている。

年度	基本財産運用利息(A)	総事業費(B)	事業費割合 (B)÷(A)	総費用(管理 費含)(C)	総費用割合 (C)÷(A)
20	4,625,956円	2,373,312円	51.3%	2,615,746円	56.5%
21	3,418,926円	2,382,465円	69.9%	2,565,235円	75.0%
22	3,583,740円	3,198,026円	89.2%	3,378,305円	94.3%
合計	11,628,622円	7,953,803円	68.4%	8,559,286円	73.6%

上記表のとおり、基本財産の運用利息に対する事業費の割合は22年度に改善は見られるものの、総じて低いと判断されるため事業の活性化をより図るべきであると思料される。また、当法人は県がその事務局を運営していることから、その管理費の金額は3年間で605,483円と僅少であり、結果として運用利息の内で事業に活用されなかった大部分については一般正味財産として内部留保されることとなる。法人は平成22年度において、過去の内部留保の内、21,000千円を周年事業引当資産として特定資産の部に計上している。この引当資産は5年ごとに実施予定の周年事業に使用するために保有している資産であるとの説明を担当者より受けたが、その実施する事業及びそれに対する必要額についてはいずれも具体性に乏しいように感じられた。公益法人会計に関する実務指針その2(平成18年4月13日日本公認会計士協会)のQ101によると特定目的のための預金については以下の6項目の取扱要領を作成することが望ましいとされている。

- ①目的 ②積立の方法 ③目的取崩の要件 ④目的外取崩の要件 ⑤運用方法
- ⑥その他

法人の年間事業費の金額から勘案すると、当該引当資産の21,000千円という金額の重要性は非常に高いと思われる。そのため資産保有の目的や実施する事業の計画等については明確かつ具体的にする必要があると判断されるため、上記の要件を充足した取扱要領の作成を行うことが望ましいと考えられる。

1.3. 社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター

(1) 領収書の管理について不適切な事例が見受けられた (指摘事項)

現金収入については領収書が発行されているが、次のような問題点が見受けられた。

- ① 領収書の連番管理がされていない。
- ② 書き損じ領収書の廃棄処理が行われていない。
- ③ 領収書の発行要件を満たした未発行の領収書が領収書綴りに残置されている。
- ④ 使用済み領収書綴りの中での未使用の領収書について社判 (角印) が押印され、使用可能な状態となっている。

社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センターでは、員外の農業用廃プラスチックの持ち込み、回収袋の販売時等において現金収入が発生している。その際先方の要求に基づき領収書を発行している。当該領収書は市販の 2 枚複写の領収書を使用しているが、領収書の管理等において下記のような不適切な事例が見受けられた。

- ① 領収書の各葉には連番が付されており、連番管理が行われていない。市販の領収書を使用する場合には使用の開始前に連番を付し、領収書が抜き取られていないか容易に確認できるように連番管理を行うべきである。
- ② 領収書の書き損じの際には 2 枚複写の領収書が単に領収書綴りから切り取られて廃棄処理が行われている。書き損じの領収書は廃棄処理せず、使用不可能な処理を行った上で、領収書の控えに添付することが必要である。
- ③ 宛名・金額・日付・摘要が記載され領収書の発行要件を満たした未発行の領収書がそのまま領収書の控えにホッチキス止めされ、領収書綴りに残置されている。今後発行する予定のない未発行の領収書は使用不可能な処理を行った上で、領収書の控えに添付することが必要である。
- ④ 発行前の領収書について事前に社判 (角印) を押印しており、使用済み領収書綴りの中の未使用の領収書についても社判が押印されたままで、使用可能な状態となっている。今後使用する予定がないのであれば、社判が押印された未使用の領収書を残置することなく、使用不可能な処理を行うことが必要である。

(2) 財務諸表に記載間違いや改善すべき点等が見受けられた (指摘事項)

平成 22 年度の財務諸表に次のような問題点が見受けられた。

- ① 勘定科目の記載が不適切又は改善すべきと思われる事例が見られた。
- ② 貸借対照表及び「財務諸表に対する注記」に記載漏れ及び記載間違いが見られた。
- ③ 財産目録の内訳が不明瞭である。

平成 22 年度の財務諸表について公益法人会計基準の「平成 16 年度基準」によって作成されているが、次のような問題点が見受けられた。

- ① 貸借対照表に未払法人税等及び未払消費税等の勘定科目の記載があるが、金額は 0 となっており、未払金に含めて表示している。法人税の未払金及び消費税の未払金は未払法人税等及び未払消費税等の勘定科目を使用して、他の科目と独立して表示するべきである。また、残高が 0 の勘定科目は財務諸表から削除すべきである。
- ② 貸借対照表に次のような記載間違いがある。

科目	当年度	前年度	増減
Ⅲ 正味財産の部			
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(誤) 14,518,875	(誤) 12,485,369	
	(正) 12,932,295	(正) 11,192,009	

「財務諸表に対する注記」の 3. 「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の表内で退職給付引当資産の財源の記載が次のように 2 重の記載となっている。

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
退職給付引当資産	1,586,580		(誤) 1,586,580	1,586,580
			(正) 0	
減価償却引当資産	12,932,295		12,932,295	
小計	14,518,875		(誤) 14,518,875	1,586,580
			(正) 12,932,295	

また、出資金を所有しているが「財務諸表に対する注記」の「重要な会計方針」に「有価証券の評価基準及び評価方法」の記載がない。

- ③ 財産目録は事業年度末におけるすべての資産・負債につき、その名称・数量・使用目的・価額等を詳細に記載することが必要であるが、その記載が貸借対照表とほぼ同様であり、詳細な内訳が不明瞭である。

(3) 予算作成時における支出計画を適正化することにより会費負担の公平化を図るべきである(意見)

補助金交付要綱によると法人の当期収支差額が黒字化すると山梨県は会費(補助金)の負担を行わないこととなっているが、予算算定時において適正な支出の見積もりを行なうことにより県の会費負担が生じることとなる。現状では県が負担すべき会費を、会員である各市町村が負担をしている状況にある。また、予算作成時の精度により会費負担の不公平が生じないように、補助金交付要綱の改正も検討すべきと思われる。

当法人の収入構造は、会員(県、加入14市町村、加入JA)からの会費収入、加入市町村からの廃プラ処理に伴う負担金、回収袋の販売収入、処理品・有価物の販売収入、その他の業務雑収入からなっている。そのうち会員からの会費収入により事業管理費を賄い、加入市町村からの負担金により事業費を賄っている。したがって、各年度予算の算定時に想定される事業費及び事業管理費を見積り、これを回収できるように会費及び市町村負担金を計上し、会員等にその負担を求めている。その計算式は次の通りである。

会費(県、市町村、JA)＝事業管理費－(回収袋販売収入＋事業外収入等)
負担金(市町村)＝事業費－(処理品等販売収入＋業務雑収入)

山梨県農業用廃プラスチック処理対策事業費補助金交付要綱によると、このうち会費(補助金)は年度予算に基づき果が1/2、市町村及びJAが各1/4の割合で負担している。しかし、実際の収支差額が黒字になったときには、当該補助金交付要綱に基づき県のみ会費の負担が行なわれていない。

上記の計算式によると予算計上時の事業費及び事業管理費の計上額が多くなると、県、市町村、JAの予算計上時の会費及び負担金の負担は多くなる。しかし、実際の事業を行った経費が経営努力等により予算計上したものと比較して少額となった場合には、結果として黒字の収支差額となり、県は会費を補助金交付要綱上では支出できないことになっている。

直近3年間の予算と実績の推移は下記の通りである。各年度ともに特に事業費の予算計上額が多額であるため市町村負担金が多くなったこと等により、結果として収支差額は黒字化され、県は会費を支払っていない。年度の予算計上時における事業量の把握や見積もりの精度をより一層上げることにより、県を含めた各会員の負担を公平化することが必要である。

また、現状では予算作成時の支出計画の精度により、各会員の会費負担に不公平が生じる可能性がある。したがって、予算と実績に格差が生じた場合にも、会員間の負担が公平となるように補助金交付要綱の改正を検討することも必要と思われる。

年度	費目	予算	実績	差額	予算時に県が負担すべき会費
	事業管理費 12,160,000	12,212,898	△52,898		
	計	39,385,000	35,000,889	4,384,111	
平成21年度	事業費 29,456,000	23,381,209	6,074,791	3,572,000	
	事業管理費 16,518,000	15,233,301	1,284,699		
	計	45,974,000	38,614,510	7,359,490	
平成20年度	事業費 44,997,000	30,581,921	14,415,079	8,444,000	
	事業管理費 13,672,000	14,987,868	△1,315,868		
	計	58,669,000	45,569,789	13,099,211	

※事業管理費には退職給付引当資産支出が含まれる。

(4) 処理品等の売却にあたり契約書の締結はされているが、販売単価の決定手続きが行われていない(指摘事項)

農業用廃プラスチックの売却にあたり契約書の締結は行われているが、販売単価の決定に当たり見積書の取得や覚書の締結等が行われていない。

当法人では、持ち込まれた農業用廃プラスチックのうち売却価値のあるものについては、外部のリサイクル業者2社に販売している。その際当該業者との間では売買契約を締結している。売買契約書の中では第2条(買取り条件)の第3項内で売却価格は別紙見積書の通りと規定している。しかしながら、2社ともに当初取得した見積書が現在の現表に取引されている売却価格と異なっており、価格改定後の見積書の取得を怠っている。

売買契約書に記載している通り売却価格の改定が行われる都度見積書を事前に入手し、取引価格の妥当性を検討のうえ、販売を行うことが必要である。

(5) 単独随意契約とすることが不適当であると思われる委託契約が存する(指摘事項)

当法人のトイシ改修工事を基金出資団体である全国農業協同組合連合会山梨県本部に委託しており、その契約形態は単独随意契約であった。しかし、その工事の内容からして特定の者との契約が求められるのではなく、価格の妥当性についての検証可能性及び公平性、透明性の確保のためにも競争入札等の方法を選定すべきである。

平成23年3月において、当法人のトイシ改修工事を全国農業協同組合連合会山梨県本部(以下、全農山梨という。)に1,575,000円の価格で委託した。この改修工事については、1者見積による随意契約であった。

これは、当法人の基金出資団体であり、かつ、会費分担金のうち1/4を全農山梨のグループが負担していることもあり、このような契約形態となったことである。トイシ改修工事は、独自の技術や作業等を必要とする業務で特定の者と契約しなければその目的を達することができない性格のものでない。また、当法人の会費分担金のうち3/4は県及び市町村に頼ったものとなり、価格の妥当性を検証し、公平で透明性をもった委託契約が必要な団体である。

このことから、競争入札あるいは少なくとも何社から見積書を受領し、価格を比較した後に契約相手方を選定する方法にすべきである。
なお、金額基準などにより、その事務手続きが明確になることが本来望ましい。

(6) 契約電力量変更の遅れにより36万円の経費削減の機会が損なわれた(指摘事項)

リサイクル製品製造部門の廃止に伴って製品製造設備の稼働はほとんどなくなったため、消費電力量は確かに減少した。しかし契約電力量の変更は半年間遅延してしまっていた。同時期に契約電力量の変更を行えば約36万円の経費削減が可能であった。

当法人は、県下の農業用廃プラスチックを回収して処理している。平成22年12月において、回収した農業資材をリサイクル原料として販売又は有償引取に切り替えることにより、不採算となっていたリサイクル製品製造部門を廃止した。

これにより、リサイクル製品製造設備の稼働がほとんどなくなり、消費電力量もこれに伴い減少した。しかし、契約電力量は休止後の平成23年6月まで休止前と同じ92kWで契約されていたため、消費電力量は少なくとも契約電力量の変更がなかったため大きな削減に繋がらなかった。そして、平成23年7月に契約電力を20kWに変更してからは月額12万円程度の電気料から半額である6万円程度の電気料となった。結果としては契約電力の変更が半年間遅滞したことで、約36万円(6万円×6ヶ月)の経費削減が損なわれた。

年	月	電気料	契約電力	備考
22年	4月	140,324円	92k w	
22年	5月	138,443円	92k w	
22年	6月	147,143円	92k w	
22年	7月	140,438円	92k w	
22年	8月	160,553円	92k w	
22年	9月	148,365円	92k w	
22年	10月	143,204円	92k w	
22年	11月	151,558円	92k w	
22年	12月	147,209円	92k w	製造中止
22年	1月	134,870円	92k w	
22年	2月	128,530円	92k w	
22年	3月	125,827円	92k w	
23年	4月	126,926円	92k w	
23年	5月	103,162円	92k w	
23年	6月	128,163円	92k w	
23年	7月	58,274円	20k w	契約電力変更
23年	8月	62,109円	20k w	

(7) 消費税修正申告時の課税処理により更なる納税漏れが発生していた (指摘事項)

各市町村からの負担金収入の課税売上計上漏れに起因する、平成16年度から平成18年度の3期分の消費税修正申告税額に相当する金額について、各市町村に後日請求していたが、当該処理は誤っており、更なる課税漏れを発生させてしまった。当該年度分について、再度消費税の修正申告を行うべきである。

当法人では消費税の課税対象外として不課税処理していた市町村からの負担金収入について、平成19年11月に甲府税務署より当該収入は課税売上と該当し、過年度において消費税の申告漏れがあるとの指摘を受けた(その他簡易課税の計算誤りによる申告漏れもあり)。センターではその指摘に基づいて、平成16年度から平成18年度の3期分の消費税修正申告書を平成19年11月6日に甲府税務署へ提出し、2,070,000円(内、上記負担金収入に係る税額1,897,600円)の消費税を納付しているが、その修正申告後に各市町村に対して、当時の負担金収入の5%分、つまり修正税額相当分の請求を行っていた。市町村宛の請求書には「過年度追徴に係る延滞税及び過少申告加算税はセンターで負担いたしますが、過年度三ヶ年及び19年度、20年度の本税分につきましては、別紙のとおり平成20年度に一括納入させていただきますので、予算措置を講じて頂けますようお願いいたします。」と記載されており、各市町村もそれに依りて支払を行っていたが、消費税法の規定に則れば、当時の負担金収入は、その時の収入額を税込みとして計算するべきである。したがって、後日市町村に請求した5%分は当時の課税売上上の未収金の計上に相当し、修正申告によって納付すべき税額もその分当然に増加するため、結果として消費税の申告漏れが更に発生するといった事態が発生している。新たに申告漏れとなったと考えられる税額は以下のとおりである。

消費税申告漏れとなっている税額等の試算 (簡易課税)

①消費税 1,897,600円×4÷105=72,289円×50%=36,144円
→36,100円(百円未満切捨て)

②地方消費税 ①×25%=9,025円→9,000円(百円未満切捨て)

③申告漏れ等と考えられる税額等 ①+②=45,100円

さらにその修正申告税額及びそれに対応する市町村からの入金額については、修正税額納付時に立替金処理を行い、市町村からの入金時に立替金の精算という会計処理を行っていた。前述のとおり、当該市町村からの入金は当時の未収金の計上として処理されるべきであったと考えられるが、少なくとも修正申告が行われた平成19年度においては、市町村からの当該入金は負担金収入としてその課税期間における課税売上高として処理するべきである。

平成19年度の修正申告税額及び市町村からの入金額についての会計処理

①実際に行われた会計処理 立替金/現金預金 1,897,600円 (修正申告税額の納付) 現金預金/立替金 1,897,600円 (市町村からの入金)	②正しいと考えられる会計処理 租税公課/現金預金 1,897,600円 (修正申告税額の納付) 現金預金/負担金収入 1,897,600円 (市町村からの入金)
---	--

結果として、現在に至るまでその1,897,600円については課税売上高に計上されることなく、税額にして45,100円が消費税の申告漏れとなったままとされている。平成16年度から平成18年度又は平成19年度について再度消費税の修正申告を行うべきである。

(8) 販売用回収袋在庫の期末棚卸資産への計上漏れがあった (指摘事項)

廃プラスチック回収のために販売している専用の回収袋は期末棚卸資産として計上するべきである(平成22年度決算においては254,386円)。

当法人では一部の廃プラスチックについては専用の回収袋で回収することとしており、法人窓口にて販売の他、JAにて販売を委託している。この回収袋は年間を通して販売しているため、経常的に在庫は存在するが、毎期決算において当該資産については棚卸資産として未計上となっていた。平成22年度末における回収袋の在庫数及び本来棚卸として計上されるべきであった金額は以下のとおりである。

販売場所	H22年度末 在庫数	期末単価	H22年度末回収 袋在庫金額
法人手持分	3,047袋	62円	188,914円
委託販売分	1,056袋	62円	65,472円
合計	4,103枚	—	254,386円

当該回収袋については、適正な財務諸表の作成のために、毎期継続して棚卸資産として計上されるべきであると考えられる。

(9) 固定資産管理の徹底と遊休資産の売却を検討すべきである (指摘事項)

固定資産について往査時に現物実査を行ったところ、所在不明となっている資産が確認された。後日、法人より資産の存在について確認がとれた旨の報告を受けた。固定資産の管理は適切に行われるべきであり、また、現在稼働を停止している工場に係る資産については売却等も検討すべきと史料される。

当法人の固定資産の管理状況について現物実査を行ったところ、以下のような不適切な事例が存在した。

資産名称	取得日	取得価額	往査時の状況
オリオンジェットヒーター	S51. 11. 30	159, 000 円	所在不明
ヒーター風道	S51. 11. 30	69, 500 円	所在不明
農ビシラフ袋詰装置	H13. 3. 30	3, 600, 000 円	所在不明

上記表中の資産は現在稼働していない農業用廃プラスタックの再生加工処理工場内の設備である。各資産について個別にナンバリング処理等が行われていないため、実査時点においては確認が出来なかったが、担当者によると工場内の何処かに存在することであった。後日、法人より上記資産については全て実際に存在していた旨の報告を受けたが、現在は稼働していない遊休資産であっても、資産の管理は適切に行われるべきである。また、工場の稼働が今後全く行われる見込みがないのであれば、再利用できる資産については売却を含めてその処分について検討すべきである。

1.4. 公益財団法人山梨県子牛育成協会

(1) 山梨県立八ヶ岳牧場の指定管理の実績報告に指定管理以外の収入及び支出が含まれている (指摘事項)

県は指定管理契約に際して毎事業年度終了後に、管理業務に係る収支決算を記載した事業報告書の提出を義務付けているが、この収支決算に指定管理契約に関連しない収入及び支出が含まれている。指定管理のみに係る収入及び支出を報告すべきである。

当法人は山梨県立八ヶ岳牧場 (以下、八ヶ岳牧場という。) の指定管理者として平成18年度から平成22年度までの5年間にわたり管理運営を行っている。「山梨県立八ヶ岳牧場の管理に関する基本協定書」を県と締結し、この協定書の第22条第3号では管理業務に係る収支決算を記載した事業報告書を提出しなければならぬと規定している。毎年度当該規定に基づき収支決算を記載した事業報告書を提出しているが、平成18年度及び平成22年度の収支決算には指定管理に關係しない下記の収入及び支出が含まれている。

	収入	支出
平成18年度	草地畜産生産性向上対策事業助成金収入	左に関連する支出
平成22年度	死亡牛焼却業務委託料収入	左に関連する支出

当該報告は基本協定書に従い指定管理に関する収支を報告するものであるから、指定管理に関連しない項目を含めるべきではない。

(2) 平成 22 年度の収支計算書、公益認定に係る移行認定申請書及び平成 23 年度の収支計算書の人件費に関する表示金額が間違っている (指摘事項)

平成 22 年度の収支計算書、公益認定に係る移行認定申請書及び平成 23 年度の収支計算書の各書類間において人件費に関する配賦について不整合が生じている。移行認定申請書の配賦割合が正しいとのことであるから、平成 23 年度の収支計算書の表示金額を訂正することが必要である。

また、人件費の配賦割合は原則として各業務に係る作業時間に応じて、その割合を決定すべきであるが、明確な根拠がなく概略の割合を適用している。現実の業務の実態に合わせて、明確な根拠を設け、人件費の配賦を適正に行うべきである。

当法人は平成 22 年度の収支計算書は公益法人会計基準の平成 16 年基準で作成しており、事業費支出の内訳を、八ヶ岳牧場に関する牧場管理業務費とまきば公園に関するまきば公園管理業務費とに区分して各業務費の内訳を表示している。その際役員報酬支出及び関連する経費を牧場管理業務費に計上している。一方、公益認定に係る移行認定申請書では役員報酬支出の 10%及び給料手当支出及び退職給付手当の 7%を法人会計に計上している。また、平成 23 年度の収支計算書では役員報酬支出の全額、及び給料手当、職員手当、共済費手当、退職給付手当を該当職員の各職務に直接従事した割合 (法人の予算決算の作業月である 3 月・5 月の担当者給与等を 2 か月分法人会計へ計上) に応じた額を法人会計に計上している。配賦処理の内容を比較すると次の通りである。

役員に関する経費	平成 22 年度の収支計算書	移行認定申請書	平成 23 年度の収支計算書
役員報酬支出	牧場管理業務費	牧場管理業務費：90% 法人会計：10%	法人会計
給料手当支出	牧場管理業務費	牧場管理業務費：93% 法人会計：7%	牧場管理業務費：従事割合 法人会計：従事割合
職員手当	牧場管理業務費	牧場管理業務費	牧場管理業務費：従事割合 法人会計：従事割合
共済費手当	牧場管理業務費	牧場管理業務費	牧場管理業務費：従事割合 法人会計：従事割合
退職給付手当	牧場管理業務費	牧場管理業務費：93% 法人会計：7%	牧場管理業務費：従事割合 法人会計：従事割合

上記の通り、3 つの書類は配賦の割合がそれぞれ異なり、配賦に対する不整合が生じている。また、移行認定申請書では給料手当支出及び退職給付手当については法人会計

へ 7%の配分があるが、職員手当及び共済費手当については全て牧場管理業務費に配分されている。これらは何れも給料手当支出及び退職給付手当と同様に、職員に関連する支出であることから 4 科目ともに同じ配分割合を適用すべきである。担当者等へ質問の結果、職員手当及び共済費手当は法人会計へ 7%の配分を行うことが正しいとのことである。さらに、当該事項を除き原則として、移行認定申請書の配賦割合が適正であるとのことであるが、平成 23 年度の収支計算書は移行認定申請書の配賦基準を考慮しないで、担当者が独自に配賦計算を行ったことによる間違いとのことである。平成 23 年度の収支計算書は既に理事会及び評議員会で承認決議された内容であるため、これらの誤りを訂正した予算書について再度承認決議を受けることが必要である。なお、当該訂正された予算書について、平成 24 年 2 月 27 日に理事会及び評議員会において書面の議決をもって承認されたことを確認した。

また、正しいとされる移行認定申請書の配賦割合についても、明確な根拠の提示を受けられなかった。原則として、配賦の対象となる担当者の各業務の作業時間を分析して、配賦割合を適正に決定すべきである。

(3) 財務諸表に対する注記の記載間違いがある (指摘事項)

平成22年度の財務諸表に対する注記について次の項目に記載間違いがある。

- ・ 重要な会計方針の(4)引当金の計上基準
- ・ 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

① 平成22年度の財務諸表に対する注記のうち、重要な会計方針(4)引当金の計上基準として退職給付引当金の計上基準を記載している。当該計上基準の記述は「退職給付引当金・・・期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。」となっているが、実際は退職給付引当金として計上している金額は期末退職給与の自己都合要支給額から中小企業退職金共済の掛金積立額を控除した額を計上していることから、このような記述に変更が必要である。

② 基本財産及び特定資産の財源等の内訳に記載している表の中の退職給付引当資産の財源の記載が次のように漏れている。

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に对应する額)
特定資産				
退職給付引当資産	63,828,270	0	0	(誤) —
				(正) 63,828,270

(4) ハケ岳牧場における預託牛の家畜共済への加入の確認が適正に行われていない (指摘事項)

山梨県立ハケ岳牧場では生産者から牛の預託事業を行っており、預託の条件として家畜共済への加入を義務付けている。家畜共済への加入の事実を家畜共済加入証明書によって確認しているが、次のようにその確認が不適切な事例が見られた。

- ① 追加して預託された牛の共済加入確認が行われていない。
- ② 共済加入期間が預託期間より短いものが見られた。

当法人はハケ岳牧場の指定管理者として、県立ハケ岳牧場の設置及び管理に関する条例に基づき、生産者から牛の預託事業を行っている。その際に当該条例に規定されている家畜伝染病の検査のほか、山梨県立ハケ岳牧場家畜受託実施要領の第6に利用の基準を規定している。その第2号では「農業災害補償法第111条の規定による家畜共済に加入していること。」と規定し、家畜共済への加入を預託の条件としている。当法人は預託利用者が所属する農業共済組合から家畜共済加入証明書を入手して、加入している事実を確認している。

- ① 当該家畜共済への加入は包括的な加入であり、追加の預託が生じた場合には追加加入の事実を確認することが必要であるが、当該確認が行われていない。追加加入の確認を行うべきである。
- ② また、家畜共済の補償期間は1年間であり、加入の時期によっては加入証明書に記載された加入期間が預託期間に満たない場合がある。このような場合には預託利用者が継続して家畜共済に加入しているか確認することが必要であるが、当該確認が行われていない。利用者が所属する農業共済組合から継続した期間の家畜共済加入証明書を入手して、加入している事実を確認すべきである。

(7) 山梨県立まきば公園の指定管理に係る委託金の支払方法が管理に関する基本協定書に定められている方法と異っている (指摘事項)

**山梨県まきば公園の管理に関する基本協定書では委託料は4回の均等支払によること
が規定されているが、実際はそうになっていない。**

山梨県立まきば公園の管理に関する基本協定書では委託料に関して以下の規定がある。

第10条 1項2項 略

3 第1項の委託料は、毎事業年度4月、7月、10月及び1月の4回に分けて均等に支払うものとし、乙は、書面により甲に請求するものとする。

委託料の均等払いでの支払が規定されているが、平成22年度山梨県立まきば公園の管理に関する協定書では平成22年4月6,592,657円、平成22年7月5,099,888円、平成22年10月3,479,692円、平成23年1月1,657,900円と支払金額が定められている。まきば公園のクローズ期間(11月から3月)明けに修繕や燃料、消耗品等の支出が多くなるためとのことであるが、基本協定書には均等払い以外の支払方法に変える場合等の規定がない。年度ごとに結ぶ協定書と指定管理期間の最初に結ぶ基本協定書に内容の齟齬があるため、基本協定書に委託料の支払い方法の変更条項を付け加える等の手当てをすべきと思われる。

(8) 固定資産台帳の不備について改善すべきである (指摘事項)

建物の固定資産台帳に減価償却による減少額が記帳されていないもの、千円単位で記帳されているものがあつた。また正味財産増減計算書の減価償却額と台帳を基に作成された減価償却計算書の減価償却額が異なつていた。

当法人所有の建物は3件あり、それぞれ固定資産台帳があるが毎年の減価償却による減少額が記帳されているのは1件のみで、千円単位で記帳されているもの1件、購入時の記帳のみのものであつた。毎年の減価償却費計算用に表計算ソフトの表(以下「償却計算表」(償却可能額を耐用年数で割つて算出))があり平成20年度と平成21年度はその金額に基づいて減価償却額が計算されているが、平成22年度については法人税法上の償却率による償却計算を行っているため、「償却計算表」の償却額と正味財産増減計算書の減価償却費が違つている(正味財産増減計算書 1,419,804円 「償却計算表」1,404,257円)。また収支計算書の減価償却引当資産支出は「償却計算表」の数字を使用しているので任意の積立とはいえ減価償却費と異なる金額が減価償却引当資産に積み立てられた事になる。

固定資産台帳の記帳を正確に行い、その結果をもつて財務諸表の作成を行うべきである。

(9) 法務局備付建物図面が実際の建物の位置と相違している (指摘事項)

同一地番内に建つている2つの建物があるが、法務局備付の建物図面の位置が実際の位置と南北が逆になっている。

まきば公園内にある子牛育成協会所有の建物(動物舎、ポニー舎)についてその登記の状況を確認したところ、同じ地番内に建つている両建物の位置が登記済証の図面では南北逆になっており、建物図面の修正が必要と考える。

(10) 山梨県立まきば公園のふれあい動物の管理について適切な管理を行うべきである(意見)

現在山梨県立まきば公園には山梨県の県有財産の動物と公益財団法人子牛育成協会(以下協会)所有の動物が混在している。協会では貸与、預かり、贈与、購入等の取引を行っており、その場合の取扱いについてマニュアル等を作成すべきと考える。

往査時現在、まきば公園にはふれあい動物として、めん羊 37 匹、ポニー 8 頭、山羊 7 匹、ミニ豚 2 匹、ウサギ 10 羽が飼育されている。この内山梨県所有の動物はめん羊 34 匹、ポニー 3 頭でその他は子牛育成協会の所有である。めん羊とポニーについては県所有、協会所有ともに動物台帳があったが、山羊、ミニ豚、ウサギの他モルモット、チンチラ等については台帳がなかった。また、雄のめん羊が 1 匹農家に貸し出されていたが、預り証等の取り交わしは行っていないかった。

ふれあい動物については、繁殖や贈与、購入の受入による増加、また死亡、売却、贈与等による減少があり、また繁殖や畑の下草処理等のために農家等に貸し出したりする場合もあるとのこと。それぞれの場合の手続きについてマニュアル化しておくことが望ましい。

現時点では管理が必要なほどの頭数はいないと考えるが、まきば公園の維持発展のためには協会としてもふれあい動物の充実を考慮しており、協会独自所有の動物も増加していくと思われるので、県有動物との区分や繁殖の場合の取扱いも含め、ふれあい動物に関する協会の規定やマニュアル、また県との委託協定書の整備も必要と考える。

(11) 管理者不明の固定資産が存在するなど管理不備の固定資産が散見される(指摘事項)

固定資産の管理に次のとおり不明瞭なところが見られる。
 ① 検査診断室の備品について所有管理者が不明である
 ② 備品シールの貼付漏れが散見される
 ③ 工事請負費のなかに資産に計上すべき物件がある

① 検査診断室の備品
 当法人において固定資産の実地棚卸を行ったところ、検査診断室内の下記備品の所有管理者が不明であった。

品名	製造者	型式
顕微鏡	オリンパス	SZX-11LB100
顕微鏡	オリンパス	SZH-11LK
ガク滅菌機	富士平工業	P0X ES0-S-3A
電子秤	SHIMADU	A4X120
テラール	不明	不明

協会には、県所有の備品が混在している。上記の備品は、県の備品シールの貼付がなく、県の備品台帳の記載もなく、また、協会の固定資産台帳にも記載がなかった。確認したところ、何かしらの事業のさいに無償で戴いたものではないかということだが、詳細は不明であった。速やかに原因を明らかにし、協会の備品ならば固定資産台帳を整備し財務諸表に明示することが必要である。

- ② 備品シール
 協会に現存する固定資産は、下記の種類に分けられる。
 i 協会所有
 ii 山梨県所有
 iii 高品質和牛倍増プラザ推進事業(県契約のリース物件)

ii の備品には山梨県の備品台帳にある物品番号の備品シールが貼付されている。固定資産を調査したところ、貼付のないものに、テレビ、トランクター等の大型機器があげられる。協会には、それぞれの所有者による資産が混在している。備品シールの貼付がないと所属が不明瞭となり、固定資産の管理に支障をきたすこととなるので、各備品に「所有者」「番号」「品名」「取得年月日」等を付すことが必要である。

③ 工事請負

下記の工事は、協会の正味財産計算書において科目「工事請負費支出」で計上し費用項目としているが、内容及び状況から判断すると資産に計上するべきと想料される。

	年月日	工事名	金額 (円)
1	H22. 3. 29	八ヶ岳牧場本場水飲み場改修工事	1, 443, 750
2	H23. 3. 31	県立八ヶ岳牧場天女山分場水源地改修及び水槽設置工事	1, 303, 050

1. 牛の水飲み場に雨水等が溜まりやすく、ぬかるみ足場が悪くなるため、碎石を敷き、排水管を付し、水はけを良くする(2か所)。

2. 既存に水を溜める水槽があるが、溜まる量が少ないため、穴をほり、水を溜めるように不織布をしき、その上に碎石をおき雨水等を浸透しやすいようにし、それらの水を溜める水槽を設置している。

工事の内容から鑑みると、現状を回復するための修理ではなく改良であり資本的支出にあたるので、固定資産台帳に記載し、財務諸表に明示することが必要である。

(12) 薬品等の貯蔵品の管理が不適切である (指摘事項)

貯蔵品の管理状況に不備があるので改善が必要である。

① 貯蔵品の実地棚卸を行っていない

② 薬品の保管庫に施錠がなく、毒物劇物の管理等に問題がある

① 貯蔵品

財団法人山梨県子牛育成協会は、下記の品目に対し受払簿を作成している。

科目	品目
消耗品	おが粉
	収入印紙
燃料費	有税軽油
	免税軽油
	灯油
	ガソリン
飼料費	繁殖飼料
	育成飼料
	子牛飼料
	乾草
	リツ手塩
通信運搬費	切手
原材料費	
医薬材料費	

協会は、これらの貯蔵品に関し実地棚卸を実施せず、年度末での貯蔵品残高は、この受払簿の数量に最終仕入れ単価を掛け合わせ算出した数値を計上している。しかし、受払簿の数量は、あくまで理論値なので、実地棚卸の在庫数量と突合し差異が生じたならばその原因を追及が必要である。また、この状況では、例えば搾取があっても不明のままとなり内部牽制の見地からも不適切である。実地棚卸は、年度だけでなく定期的に行うことが有用であり今後改善すべきである。

なお、協会の消費税は税込経理にもかかわらず、貯蔵品の決算数値は税抜きとなっているので注意が必要である。

② 薬品

協会の薬品の管理状況について薬品庫を視察したところ、劇物等も保管されている

品庫に鍵はなく自由に開放できる状況にあった。前述のとおり、実地棚卸は実施されていないので、今の状況では仮に薬品の盗難、紛失があったとしてもそれを即時発見することは困難であると思われる。

「毒物及び劇物取締法」第11条においては「毒物劇物業者及び特定毒物研究者は、毒物及び劇物が盗難にあり、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならぬ」とされている。取り扱っている薬品の中には毒物や劇物に該当するか否かにかかわらず、危険性の高い薬品も含まれていると思われるため、薬品等の管理については内部管理要綱の作成、在庫リスト、棚卸調査の実施等が早急に求められる。また、長期間使用せず放置されたままになっている薬品については、その使用期限及び今後の使用可能性について考慮した上で、適宜廃棄処分等の処置を講じる必要があると判断される。

(13) 法人金庫に従業員個人の預金通帳が存在していた(指摘事項)

当法人の金庫内に、事業に全く関係のない従業員個人の通帳6本(預金残高総額192万円)を発見した。これは従業員個人の都合のみによるものであり、その行為自体が不適切であると考えられるため、速やかに各個人に通帳の返却を行なうべきである。

当法人において、事務室内の金庫を調査したところ、法人名義ではない普通預金通帳5本及び定期預金通帳1本が発見された。その預金残高の総額は1,922,967円であった。

通帳は全て個人名義のもので、担当者に確認したところ全て職員個人の通帳であり、恒常的にこのような状態である旨の説明を受けた。次にこのような行為の意図するところを確認したところ、単に職員個人の都合で給与の振込先を2つに分けており、その内の1つが当該通帳であるということであった。印鑑及びキャッシュカードは職員本人が管理しているため、法人による預金の引き出し等は不可能であるということであるが、そもそも事業に全く関係のない個人の通帳を法人が管理すること自体が極めて不適切であると言える。給与の振込先を2つに分けること自体は各個人の事情によるものであるため特段の指摘はないが、その個人の通帳を法人金庫内において管理する必要性は全く存在せず、事故防止の観点から判断してもそのような行為は直ちに止め、速やかに各個人に通帳を返却すべきである。

(14) 撮影等に牧場を使用させる際の使用料を明確に設定すべきである(指摘事項)

当法人では、山梨県立八ヶ岳牧場草地等を映画の撮影や催し会場等として外部の者に使用を許可し、それに係る使用料を徴収している。しかし、その使用料の請求額に細かな定め等は存在せず、担当者個人の判断に委ねられている部分が大い。当該牧場草地は言うまでも無く県民の財産であり、その使用料の金額については一定のルールが定められることが必要である。

当法人では山梨県立八ヶ岳牧場草地等を映画の撮影等を目的とした使用を希望する外部の者に許可し、それに係る使用料を徴収している。

「山梨県八ヶ岳牧場草地等使用料」

1. 基本方針
牧場の恵まれた自然環境、雄大な景観等を背景に、近年、映画等の野外撮影地並びに各種行事等の催し会場としての活用度が高まりつつあり、牧場業務との整合性を保つ中で、これらに協力する。

(略)
4. 撮影等協力費の徴収
撮影等1日当たり、原則として30,000円の徴収を行う。

撮影等の牧場使用については上記の規程が存在するのみであり、上記の規程に従えば撮影協力費の請求額は1日当たり30,000円であるが、平成22年度における実際の撮影協力費の請求額を無作為に確認したところ、以下のとおりであった。

請求先	使用目的	使用年月日	請求額
A	写真撮影	H22.7.21	10,000円
B	ドラム撮影	H22.8.25	50,000円
C	写真撮影	H22.4.21	20,000円
D	ビデオ撮影	H22.8.23	30,000円

上記のとおり、実際の請求額は規程の定めとは整合していなかった。担当者に請求額の決定プロセスについて確認をしたところ、使用する面積や、草地に与える影響等を勘案して金額を決定しているとの事であったが、その決定プロセスには一定のルール等は存在せず、担当者の経験からの判断に委ねられていた。県民共有の財産である山梨県立八ヶ岳牧場草地等を営利目的で使用させることは、その収入を県民に還元する必要があると考えられるため、その使用料についても、当然に公平性・妥当性が求められる。現状においては担当者の恣意性が介入する危険性があり、その金額の決定には一定のルールが定められることが必要であると判断される。

15. 社団法人山梨県畜産協会

(1) 法人組織運営 (ガバナンス) について不適切な事例が見られた (指摘事項)

法人の組織運営にあたって、次のような問題点が見受けられた。
 ① 収支計算書が総会において正式に承認されていない。
 ② 参考諸表の位置づけではあるが、特別の積立金会計の財務諸表のみが総会の議案書に綴られておらず、総会へ提出されていない。

社団法人山梨県畜産協会では、決算書として貸借対照表及び同内訳表、正味財産増減計算書及び同内訳表、財産目録及び同内訳表、財務諸表に対する注記を公益法人会計基準 (平成 20 年新基準) に基づき作成している。また、参考諸表として各会計の貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録を作成し、決算書とともに平成 23 年度の通常総会に報告している。総会への報告事項のうち下記のような不適切な事例が見受けられた。

① 公益法人会計基準 (平成 20 年新基準) によると作成すべき財務諸表は原則として上記記載の貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの内訳表、財務諸表に対する注記とされ、収支予算書、収支計算書、財産目録は財務諸表の範囲外とされ内部管理資料との位置づけとされている。当法人の平成 22 年度の決算に当たっては平成 20 年新基準に基づき作成されていることから、収支計算書を正式な財務諸表として扱っていない。平成 22 年度の収支計算書を作成はしているが、総会の議案書には綴られておらず、総会の議事録にも収支計算書の承認について特に記載されていない。しかしながら、収支計算書は、事業年度の当初に総会で承認された収支予算書に基づき事業が行われたか、年度の収支状況を予算とその結果としての決算の数値とを対比することにより表示し、会員に対して報告するために必要な決算書類である。平成 20 年新基準によると収支計算書は正式な財務諸表として扱われていないものの総会に報告すべきものである。また、平成 22 年度の「監事の意見書」(監査報告書)にも監査の対象として収支計算書が記載されており、当法人の現在の定款第 47 条では総会で承認を受けるべき決算書として収支計算書が記載されている。したがって、平成 23 年度の通常総会にあたっては収支計算書の正式な承認が必要である。

② 当法人の平成 22 年度の決算に当たっては、各会計の貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録を参考諸表として作成し、決算書とともに総会に報告している。しかしながら、特別の積立金会計のこれら参考諸表が総会の議案書には綴られておらず、総会へ提出されていない。

(2) 公益法人会計基準に準拠した財務諸表の記載を行うべきである (指摘事項)

平成 22 年度の財務諸表に次のような改善すべき点が見受けられた。公益法人会計基準に準拠した記載を行うべきである。
 ① 財務諸表の注記表に「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」の記載がない。
 ② 財産目録の内訳が不明瞭である。

平成 22 年度の財務諸表について公益法人会計基準の「平成 20 年新基準」によって作成されているが、次のような改善すべき点が見受けられた。今後は会計基準に準拠した財務諸表の作成を行うことが必要である。

① 満期保有目的の債券の帳簿価額は 4 億 3 千万円であるが、決算報告書の「財務諸表に対する注記」の項の「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」に記載されておらず、公益法人会計基準に準拠していない。このため、公益法人会計基準に準拠し、一例として以下のように記載を行う必要がある。

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は次のとおりである。
 (単位: 円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
農林債券 682 号	80,000,000	80,732,880	732,880
農林債券 683 号	60,000,000	60,624,180	624,180
農林債券 686 号	40,000,000	40,661,960	661,960
農林債券 694 号	30,000,000	30,426,060	426,060
農林債券 695 号	80,000,000	81,174,720	1,174,720
農林債券 707 号	30,000,000	30,753,360	753,360
農林債券 710 号	20,000,000	20,295,340	295,340
農林債券 714 号	50,000,000	50,553,300	553,300
農林債券 722 号	10,000,000	9,947,650	△52,350
農林債券 730 号	30,000,000	29,978,400	△21,600
合 計	430,000,000	435,147,850	5,147,850

② 公益法人会計基準 (平成 20 年新基準) においては、財産目録は事業年度末におけるすべての資産・負債につき、その名称・数量・使用目的・価額等を詳細に記載することが必要であるが、その記載が貸借対照表とほぼ同様であり、詳細な内訳が不明瞭である。

(3) 肉用子牛生産者補給金制度に関連した2会計に、長期間使途が決定していない留保資金がある(意見)

下記の2会計については、平成17年度以降動きがなく、長期にわたり使途が決定されないままその資金が内部留保されている。早期に使途を決定の上適正な処理を行うべきである。

特別の積立金 6,846,509 円
肉用子牛償還円滑化積立金 805,739 円

(社)山梨県畜産協会では、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)に基づき肉用子牛生産者補給金の交付に関する事業を行っている。当該事業は独立行政法人農畜産業振興機構、山梨県からの補助金及び生産者の積立金により、子牛価格が低迷した場合生産者に対して補給金を支給するものである。

その際、肉用子牛生産者補給金制度特別会計を設けて他の会計との区分経理が求められており、また、目的に応じてさらに積立金会計等に区分経理が求められている(肉用子牛生産者補給金業務規程第5条)。当法人では、特別の積立金、肉用子牛償還円滑化積立金について、長期にわたって残高が固定化している。

特別の積立金は補給金を支給するため当面の資金不足を補うために借入を行い、当該借入の償還財源として生産者に対して特別の納付金を徴収した。しかし、当初の予想と異なり、借入の償還金額より徴収金額が上回ったため残高が生じたものである。また、肉用子牛償還円滑化積立金は、過去の補給金支給業務終了時における準備金の残高を生産者に返還するにあたり、農畜産業振興機構の指示により、所在不明者の分を当該積立金に積立てたもの等である。

何れの積立金も上記の業務規程によると特定の目的以外への処分が禁止されているため、長期にわたり固定化されているものである。また、今後もその目的に従った使用が行われない可能性が高い。また、当法人も社団法人全国肉用牛振興基金協会からのアンケートに対して動きのない積立金として憂慮している旨回答している。上記の業務規程によると、何れの積立金も理事会の決議を経て、知事の承認に基づき、他の会計に繰り入れることは可能であるから、このような手続きを経た上で長期間滞留した資金を処分することも必要と思われる。

(4) 関連する任意団体の事務を当法人が行っているが、他団体の事務経費(人件費等)を当法人が一部負担している状況にある(意見)

当法人と関連がある下記の任意団体(法人格なき社団)の事務を当法人が行っており、事業実施に関する経費等は請求しているが、団体運営のための総務に関する人件費は請求しておらず当法人が負担している。各団体が独立して運営されるのならこれら総務人件費も請求し、負担を求めらるべきである。あるいは、当法人が支援している現状に即して、各団体の事業内容を整理した上で、当法人に取り込んで一体とした運営を図ることも検討する必要がある。

- ・ 山梨県草地協会
- ・ 山梨県養豚協会
- ・ 山梨県畜産技術連盟
- ・ 山梨県馬事畜産振興協議会

(社)山梨県畜産協会では、関連する任意の団体の事務を行っている。平成22年度のこれらの団体からの委託費及び会員数は下記の通りであり、規模も少なく独立して事務局を設けて事務を行うことが困難であることから、各団体が行う事業及び総務業務等全般にわたり当法人が全面的な支援を行っている状況にある。

	委託費 ※ (単位：千円)	会員数	
		団体	個人
山梨県草地協会	110.6	8	—
山梨県養豚協会	704	2	25
山梨県畜産技術連盟	80.8	14	62
山梨県馬事畜産振興協議会	9.3	5	—

※当法人へ支払われている委託費

上記団体は何れも会員数が少なかったり、主として個人会員等で構成されており、事業規模も小さいため、多額の予算額を確保できず、かつ事務処理能力が比較的乏しい。また、各団体ともに専属職員がいなかったため、独自に事業を企画し運営することが難しく、事業の実施にあたっては当法人に委託している状況にある。したがって、本来は各団体が果たすべき事務局機能を当法人が担っている状況にある。事業実施に当たっては直接の運営費あるいは事業管理費等は各団体が負担し、または、当法人が協力した場合には委託費、負担金等として負担を求めている。しかし、これらの団体が行う事業の企画、運営、経理処理等の総務業務及び各団体の総会報告のための全体の予算・決算処理等の総務業務を行うのに係る人件費は当法人が実質的に負担している状況にある。各団体が今後も独立して運営されるのなら、その業務内容に応じた総務人件費の適正額を請求し、

負担を求めるべきである。あるいはこれらの団体は予算規制的にも小規模であり、また、実質的な団体運営能力に欠けることから、当法人が支援している現状に即して、各団体の事業内容を整理した上で、当法人に取り込んで一体とした運営を図ることも検討すべきである。

(5) 契約生産者から徴収している子牛登録手数料の単価の積算根拠が算定されていない(指摘事項)

(3)の肉用子牛生産者補給金業務に関連して、契約生産者から実費弁償による事務手数料(子牛登録手数料)を徴収しているが、実費弁償の積算根拠が算定されていない。当該業務に係る人件費等を基に手数料額を算定すべきである。

法人運営の事務量の増大の一方、基本財産果実の減少により資金面での協会運営が困難となっていることから、肉用子牛生産者補給金業務に関連して、子牛登録手数料を実費弁償による事務手数料として徴収している。前記の業務規程第45条に基づき、理事会の決議により業務運営の事務費に充てるため、実費相当額を限度として契約生産者に納付させることができる。平成8年3月22日の役員会で当該手数料の徴収が決議され、平成8年9月1日より徴収されている。しかし、その議案書の中には実費弁償によるものである場合には税務上の収益事業に該当しないとの記載があるが、実費弁償の積算根拠の算定が行われていない。当法人はこの他に肉用牛肥育経営安定特別対策事業に関連してワル緊急事務手数料及び差豚経営安定対策事業に関連して肉豚契約手数料を徴収しているが、これらの手数料単価は人件費による実費弁償額が積算されている。したがって、議案書に記載の税務上の問題にとどまらず、上記の規程では実費相当額を限度額とする旨規定していることから限度額算定の根拠を明示すべきであり、また、契約生産者に対して説明責任を果たす上からも、当該事業に関連する事務手数料について明確な積算根拠を用意することが必要である。

(6) 予防接種ワクチンの在庫量及び保管管理状況の把握が必要である(指摘事項)

予防接種ワクチンを指定獣医師(以下、獣医師という)に供給しているが、ワクチンは畜産協会の所有であり管理義務は当法人にあるので、在庫数量等及び獣医師の保管管理状況の把握が必要である。

社団法人山梨県畜産協会は、牛、豚、鶏への予防接種を行っている。その経緯は①畜産農家が、各々担当している獣医師に予防接種の依頼をする②獣医師は当法人へワクチンの本数を注文する③当法人は薬品会社に連絡し、ワクチンは獣医師に直送される。当法人は、獣医師にワクチンを無償で供給し、接種費用のみ支給している。また、ワクチンは数本一セットなので、本数の端数を繰上げたり、打ち損じ等のロス分を勘察し渡すことになる。

平成22年度中におけるワクチンの仕入本数と接種本数は下記の通りである。
(単位：本)

ワクチン名	仕入	接種	差
イバラキ病	1,210	1,203	7
牛IBR	335	310	25
牛五種混合	155	156	△1
キャトルウイン6	715	531	184
ヘモフィルス・ソムナス	10	1	9
コロナウイルス	400	405	△5
牛下痢五種混合	120	120	0
アカハネ病(生)	2,475	2,406	69
ストックガード5	120	247	△127

豚

ワクチン名	仕入	接種	差
豚丹毒(生)	20,620	21,227	△607
豚日脳ウイルス	1,120	1,092	28
豚オーエスキー	2,400	2,295	105
豚胃腸炎・下痢	250	250	0

(注) 鶏は、薬品を餌に混入しているため対比表は省略する

この表によると「キャトルウイン6」は差が184本であり、獣医師へ在庫を預けていることが推測できる。また、「豚丹毒(生)」は差がマイナス607本なので、前年度の繰越在庫を使用しているのではないかと思料される。平成21年度中の同表を下記に示す。

牛

(単位：本)

ワクチン名	仕入	接種	差
イバラクチン	1,310	1,300	10
牛IBR	310	316	△6
牛五種混合	130	143	△13
キヤトルウイン6	355	367	△12
コロナウイルス	600	603	△3
牛下痢五種混合	140	140	0
ブカハネ病(生)	2,400	2,456	△56
ストックガード5	530	316	214

豚

ワクチン名	仕入	接種	差
豚丹毒(生)	17,560	17,148	412
豚丹毒(単・不)	300	300	0
豚日本脳炎	140	135	5
豚日脳パルボ	840	814	26
豚オースキー	2,300	2,330	△30
豚胃腸炎・下痢	200	200	0

前述したが、ワクチンは獣医師に対して無償で供給しているものであり、未使用のワクチンは当法人の在庫扱いとなる。各獣医師が保管するワクチンの在庫数量を確認・把握するために受払簿を作成する必要がある。

また、ワクチンの所有者は当法人である。

- ・有効期限の把握
 - ・ワクチンの処分が適正に行われているか
 - ・毒物、劇物の保管が適正に行われているか
- といった、薬品の保管管理責任も当法人にあるので、各獣医師の保管状況の確認も必要である。

(7) 緊急防疫対策準備積立金の有効活用及びその取扱要領の作成が必要である(意見)

緊急防疫対策準備積立金として特定資産の部に計上されている2,504,346円については平成13年の積立当初より預金利息の組入を除いて変動はない。同積立金の目的自体を否定するところではないが、特定費用準備資金である以上は、どのような事態が発生した時に取崩しを行うのか、またその際に想定される必要金額はどの程度であるかといったことについては、事前に明確に定めておく必要があると思われる。また場合によっては、公益目的会計の中で近似した目的を持った事業において、その資金を有効活用することを検討しても良いのではないかと思われる。

当法人では平成22年度決算時点において、特定資産の部に緊急防疫対策準備積立金2,504,346円が計上されており、その同額が固定負債の部に引当計上されている。また、当該積立金についてはその管理が独立した会計単位で行われているが、平成22年度決算の正味財産増減計算書を確認すると、その積立金から生じた預金利息4,998円の組入れが行われているのみであり、特段の事業活動は行っていない。

この積立金が計上された経緯を確認したところ、平成13年に社団法人県畜産会、社団法人県畜産物価格補償協会、社団法人県肉用子牛価格安定基金協会、社団法人県家畜畜産物衛生指導協会の4団体を統合し設立した時に、その残余財産の一部を緊急防疫対策目的として積立したことに起因するところであった。担当者によると、この積立金の取崩しが想定される事態としては、例えば口蹄疫が県内で流行した場合などが想定されることである。当該積立金に係る規定は以下のとおりである。

「家畜畜産物衛生指導業務規定」

第11条 緊急積立金は、次に掲げる預金をもって充てる。

- (1) 家畜伝染病まん延防止緊急防疫対策準備積立金
- (2) 積立預金の運営によって生じた果実
- (3) その他

2 緊急積立金は家畜伝染病まん延防止に必要な経費及び自衛防疫組織として緊急に対応する活動費に充てる場合を除きこれを処分してはならない。

過年度において当該資産の取崩が1度も行われなかったのは上記規定2項に掲げる事態が発生しなかったためであることであった。「緊急」の防疫対策として一定の資金を留保しておくという目的自体は否定するところではないが、特定費用準備資金である以上は、どのような事態が発生した時に取崩しを行うのか、またその際に想定される必要金額はどの程度であるかといったことについては、事前に明確に定めておく必要があると思われる。なお、公益法人会計に関する実務指針その2(平成18年4月13日日本公認会計士協会)のQ10においても、特定目的のための預金については以下の6項目を充足した取扱要領を作成することが望ましいとされている。

- ①目的 ②積立の方法 ③目的取崩の要件 ④目的外取崩の要件 ⑤運用方法
⑥その他

また、場合によっては前述の「家畜畜産物衛生指導業務規定」の第2項について見直しを行い、当法人が家畜の防疫のために諸事業を実施している公益目的事業会計衛生対策事業の中で、長期間留保されている資金を有効に活用していくことを検討してもよいのではないかとと思われる。

(8) 賞与引当金の計上が求められる (意見)

過年度の決算においては賞与引当金の計上は行われていないが、費用と収益の期間対応の適正化を図るために今後は賞与引当金を每期継続的に計上することが求められると考えられる。

当法人では現在賞与引当金の計上を行っていないが、当法人の賞与規程に定められた支給の時期、支給対象期間及び平成23年度予算額を基に平成22年度期末(平成23年3月31日)における賞与引当金要計上額を算定すると以下のとおりとなる。

(A) 平成23年6月支給賞与予算額	2,044,210円
(B) 平成23年6月支給賞与算定対象期間	6ヶ月(平成22年12月～平成23年5月)
(C) (B)の内、平成22年度に帰属する期間	4ヶ月(平成22年12月～平成23年3月)
(D) 平成23年度決算賞与引当金要計上額	1,362,806円
(A) ÷ (B) × (C)	

賞与は、支給時における一時の費用とするのではなく、支給対象期間内で当期に帰属する支給員込額については、当期の費用として引当計上を行うのが費用と収益の期間対応を適正にし、また会計基準にも則した処理であると考えられる。そのため、今後は賞与引当金を每期継続的に計上することが求められると考えられる。

1.6. 財団法人山梨県体育協会

(1) 評議員の評議員会への出席率が低調であるため、出席率向上のための施策を講じるべきである (指摘事項)

評議員会への評議員の出席率は平成20年度49%(委任状を含む84%)、平成21年度41%(同81%)、平成22年度43%(同84%)と低調であり、出席率の向上のための改善が必要である。

財団法人山梨県体育協会の寄附行為によると、評議員の任期は2年であり、加盟団体ごとに1名を理事会で選出し、会長がこれを委嘱している。平成22年度の委嘱時の評議員は加盟競技団体ごとに各1名(計51名)、学校体育団体から各1名(計2名)市町村の体育協会から各1名(計27名)が委嘱され、評議員の合計人数は80名である。最近3年間の評議員会への評議員の出席率は次の通りである。

年度	出席	委任状	欠席	合計	
平成20年度	第1回	41名(51%)	28名(34%)	12名(15%)	81名
	第2回	38名(47%)	29名(36%)	14名(17%)	81名
平成21年度	第1回	37名(46%)	29名(36%)	15名(18%)	81名
	第2回	30名(37%)	36名(44%)	15名(19%)	81名
平成22年度	第1回	33名(41%)	35名(44%)	12名(15%)	80名
	第2回	36名(45%)	31名(39%)	13名(16%)	80名

※ ()内の割合は合計が100%となるように調整している。

評議員本人の出席が原則であることから、本人出席が可能となるような評議員会の開催日時の設定を行うことが必要である。評議員会は法人組織上、理事会への諮問・審議・助言機関であり、本人の出席が低調な状態ではこれらの役割が果たせず、ガバナンスが有効に機能していないものといえる。また、やむ負えず欠席となる場合には委任状の提出を極力求め、委任状の回収率が高まるような方法を検討すべきである。さらに評議員の選出にあたっては出席が可能な人選に努めるべきである。

尚、公益認定を受けた後にあつては、理事会及び評議員会ともに会議が有効に成立するためには過半数の出席を要し、委任状によらず本人の出席が必要となることから、出席可能な理事及び評議員の選出に努めることがより一層求められることとなる。

(2) 植栽等管理業務の委託にあたってはプロポーザル方式を採用しているが、検討すべき点が見られる(意見)

植栽等管理業務について委託業者の選定に当たり、指名型プロポーザル方式による選定を行っているが、次のような問題点等が見られる。

- ① 採点合計が低くても1社の場合には選定されることから、評価の絶対的な基準を設けるべきである。
- ② 委託業務の内容から考えるとプロポーザル方式によらず、一般的な入札制度を採用することを検討すべきである。
- ③ 審査に当たりヒアリングを行うべきである。
- ④ 入札制度の参加業者数の拡大を図るべきである。

小瀬スポーツ公園・富士北麓公園・境川自転車競技場の植栽等管理業務を外部委託している。その際、下記の5工区について指名型プロポーザル方式による入札制度を導入している。また、審査、選定方法等について記載された植栽等管理業務委託選定基準書を作成し、委託業者を選定している。選定植栽等管理業務は下記の通りであり、この内3工区には1社のみの応募であったが、2工区は選定による順位付けにより業者選定が行われた。

工区名	採点合計		委託料の評価点		契約価格と2位見積価格との差額
	1位	2位	1位	2位	
1 小瀬スポーツ公園スポーツ施設工区	70.00				
2 小瀬スポーツ公園東区域・南区域工区	76.23	73.75	17.48	20.00	+735,000円
3 小瀬スポーツ公園西区域・境川自転車競技場工区	62.50				
4 富士北麓公園スポーツ施設工区	62.50				
5 富士北麓公園植栽区域工区	68.80	67.50	17.55	20.00	+3,275,000円

① プロポーザル方式で評価を行った上で選定を行っているが、1社のみの応募であっても選定作業を行い上記の通り、採点を行っている。しかし、1社の場合は委託料の提案価格が設計書の見積価格以下であればそのまま契約し、設計書の見積価格以上であれば再見積の上契約を行っている。上記の3及び4の工区のように採点合計が他の工区の2位の業者より低くなっているにもかかわらず選定されている。選定基準書によると選定に当たっては「最も高い得点を獲得した者を受託者として決定する」との記載のみであり、1社のみの応募の場合の得点の基準等を特に設けていない。選定に当たって、評価の絶対的な基準を設けて選定作業を行うべきであり、得点が低い場合には改善を促し、再提案を受け等の手続きを行うことも検討すべきである。

② 上記の通り、2及び5の工区は委託料の評価点は何れも2位の業者が高い(委託料

の見積価格は低額)が、他の審査項目の評価点が1位の業者より低いいため選定に至らなかった。2の工区は評価者5名のうち各1名が両業者を優位とし、残りの3名はほぼ同様な採点であり、委託料も評価点を構成するとはいえず非常に接近した内容である。また、5の工区は評価者5名のうち3名が1位業者を優位とし、残りの2名はほぼ同様な採点であったが、上記の通り両業者の採点合計は非常に接近している。審査項目の配点は委託料が100点中20点であり、評価全体に占める割合は少ないといえる。当該委託料の配点を増加すると上記の順位は入れ替わる可能性がある。

これらの施設の管理運営はもとも県の指定管理者制度により当法人へ委任されており、その際プロポーザル方式で選定されている。これは公の施設を管理運営することにあたって、民間の手法を用いて、弾力性や柔軟性のある施設の運営を行なうことが可能なことから当該制度が採用されている。指定管理者制度により施設全体を管理運営するのはもとも当法人であることから、本件の業務は植栽等管理業務の委託であり、当法人が行う管理業務の一部を切り出して委託しているものである。したがって、本件業務の委託にあたっては仕様書等を詳細に定めて、当法人が当該委託業務を監理すれば、このような選定方法によらず、単なる入札制度を活用することでよいものと思われる。上記のように委託料が高い業者にもかかわらず選定されといったことにはならず、委託料を多く支払う必要もない。

③ 募集要項によると、「ヒアリングは本協会が特に必要と判断したとき実施するもの」としているが、今回の選定作業ではヒアリングは実施されなかった。上記の採点結果の通り2業者が応募している場合は非常に僅差であり、また応募が1業者であったとしても得点が低い工区がある。提案は文書で提案することが原則ではあるが、提案内容の中には文章ではうまく表現できない事項や特に強調したい内容、採点者からも提案内容に対する質問すべき内容もあると思われる。また、ヒアリングの結果によっては、僅差の得点は逆転する可能性もある。得点が低い工区についてはその原因をヒアリングによって説明することも必要と思われる。したがって、ヒアリングを実施すべきであると思われる。

④ 委託業者の指名に当たっては28社を指名し、14社が辞退している。残りの14社が指名参加している。ただし、当該応募した14社は共同企業体等を組成して指名参加しているため参加業者数は前記の7業者に留まり、競争状態になったのは5工区中2工区のみである。プロポーザル方式での選定を行うのなら、複数の業者の参加を受け競争状態を維持し、植栽管理の水準や提案内容の高度化、価格競争を通じてコストの削減等を図るべきである。1業者では競争性がなくこれらの目的が図れないこととなる。また、委託業者の選定に当たってプロポーザル方式を採用することが、参加業者数が少ない要因の一部ではないかと思われる。単なる入札制度では、一定の仕様書に基づく業務遂行能力を前提として業者間による価格のみが選定の基準となるが、プロポーザル方式では、価格や業務遂行能力に加えて、参加業者は仕様書を前提に審査項目に即した積極的な提案を行うことが必要になり、そのハードルは高くなる。

(3) トレーニングルーム利用にあたって徴収している登録料について、山梨県都市公園条例での施設利用料との整合性を検討すべきである (意見)

トレーニングルームの利用料金のほかに初回登録料及び再登録料 500 円を徴収している。これらの徴収は山梨県都市公園条例に記載がないため、徴収について当該条例との整合性について検討すべきである。

当法人では小瀬スポーツ公園武道館のトレーニングルーム利用料金として施設の利用料金の他に初回登録料及び再登録料 500 円を徴収している。施設の利用料金の徴収については山梨県都市公園条例第 16 条第 2 項に次のように規定されている。

山梨県都市公園条例
第 16 条 (利用料金等)
2 前項の利用料金の額は別表第六に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める

この別表第六では施設の利用料金の額を具体的に定めているが、登録料 500 円は記載されていない。当該登録料は初回の利用者講習会 (ジム機器の使用方法等の講習) の費用とのものであるが、初回の利用登録時に「トレーニングルーム利用者証」を発行しており、また、当該利用者証を紛失し、再登録時に再登録料として 500 円を徴収していることを考えると、登録料は実態としてはこの利用者証の発行手数料となっているものと思われる。発行手数料と考えると初回登録料及び再登録料の徴収は条例に記載がないことから条例違反となる可能性がある。トレーニングルーム利用者証の発行及び再発行には費用を要すること、利用者証の紛失時には再登録料を徴収することにより利用者の利用者証に対する慎重な取扱を期待できること等から登録料を徴収することは理解できるが、県条例との整合性を検討することが必要と思われる。

(4) 財務諸表に記載間違いや改善すべき点等が見受けられた (指摘事項)

平成 22 年度の財務諸表に次のような問題点が見受けられた。
 ① 正味財産増減計算書総括表に内部取引の相殺の項目がない。
 ② 貸借対照表及び「財務諸表に対する注記」に記載漏れ及び記載間違いが見られた。
 ③ 財産目録の内訳が不明瞭である。

平成 22 年度の財務諸表について公益法人会計基準の「平成 16 年度基準」によって作成されているが、次のような問題点が見受けられた。

- ① 特別会計を設けている場合、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、正味財産増減計算書総括表において相殺消去する必要があるが、当法人の総括表には内部取引消去欄が設けられていない。

② 貸借対照表に次のような記載間違いがある。

科目	合計	一般会計	スポーツ振興基金特別会計
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計	584,457,479	34,886,800	417,263,990
(うち基本財産への充当額)	(勘) 441,907,000	(勘) 30,500,000	(勘) 411,407,000
	(注) 449,249,340	(注) 31,985,350	(注) 417,263,990

「財務諸表に対する注記」の 3. 「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の表内で基本財産及び特定資産の財源に記載間違いがある。

一般会計 投資有価証券及び退職給付引当資産の財源に記載間違いがある。

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	31,924,350	(勘) 30,439,000	(0)	(0)
		(注) 31,924,350		
小計	31,985,350	(勘) 30,500,000	(0)	(0)
		(注) 31,985,350		
特定資産				
退職給付引当資産	245,627,880	(0)	(勘) (0)	(231,816,491)
			(注) 13,811,389	

小計	245,627,880	(0)	(譲)	(0)	(231,816,491)
合計	277,613,230	(譲)	(30,500,000)	(譲)	(0)
		(正)	(31,985,350)	(正)	(13,811,389)
					(231,816,491)

スポーツ振興基金特別会計 投資有価証券の財源に記載間違いがある。

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味 財産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
投資有価証券	415,757,185	(譲) (409,900,195)	(0)	(0)
		(正) (415,757,185)		
小計及び合計	417,263,990	(譲) (411,407,000)	(0)	(0)
		(正) (417,263,990)		

スポーツ傷害見舞金特別会計 スポーツ傷害見舞金基金の財源は貸借対照表当期末残高と一致するように記載すべきである。

科目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味 財産からの充 当額)	(うち負債に 対応する額)
特定資産				
スポーツ傷害見 舞金基金	19,918,000	(譲) (20,000,000)	(0)	(0)
		(正) (19,918,000)		

③ 財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、価額等を詳細に表示するものでなければならぬとされているが、その記載が金融資産を除き貸借対照表とほぼ同様であり、詳細な内訳が不明瞭である。

(5) 未使用回数券の使用状況の管理が適切にされていないため前受金計上額が過大に計上される可能性が生じる (意見)

未使用回数券を前受金として計上しているが、発行した回数券の使用状況の管理が不適切であり、現状では使用されずに長期に滞留している回数券が管理できない状況にある。回数券ごとの適切な管理を検討すべきである。

当法人は小瀬スポーツ公園において山梨県都市公園条例別表第六で定められた施設の利用料(1回利用券)の他、回数券を発行し利用者の利便に供している。現在回数券の発行の対象となる施設は陸上競技場、アイスアリーナ、トレーニングルーム、トレーニングルーム(セフト利用)、クライミングの5種類である。

当法人では期間損益のより適正な把握のため、販売したが使用されていない回数券の残数量を把握し、平成20年度から当該金額を前受金に計上している。回数券の販売時の利用可能数は販売枚数により把握している。回数券は利用の都度回数券に押し消しこみを行って使用状況を管理し、また、使用時にレジ入力を行い、レジシートのサマリーにも使用回数に記載がされるため使用数を把握している。そこで、販売されたが利用されていない利用可能残数は把握可能であり、この利用可能残数に回数券の単価を乗じることにより前受金に計上すべき金額を算定している。しかし、紛失したり、長期に利用を失念され放置された回数券があると、その分だけ残数が年々増加することとなる。回数券に利用期限を設けていないため当該数量を含めて計上された金額も理論的には前受金計上することに問題はなく、管理上は現状での管理も必要と思われる。一方、財務会計上は長期にわたり利用されていない回数券は一般的には貸借対照表に計上する能力を有しない負債とされる。企業会計において発行された商品券についても同様に貸借対照表能力がないものとして会計処理されている。したがって、当法人についても長期に未使用な回数券に相当する金額は前受金に計上すべきではないものと思われる。そのためには回数券ごとの利用管理を行なうことが必要であり、発行後長期間使用されず、長期に滞留している回数券については一定のルールに従い雑収入計上するとともに、落帳処理することが必要である。また、管理上は落帳処理された回数券が使用された場合には、利用料収入の計上と費用の計上が同建でされることとなる。

(6) 有料の各種スポーツ教室講座やスポーツ指導者研修会の管理業務を適切に行うべきである (指摘事項)

有料の各種スポーツ教室講座やスポーツ指導者研修会については、管理業務に不適切な事例が見られた。

- ① 参加者名簿の作成や収納事務等の管理業務が各担当者に委ねられており統一の様式による管理が行われていない。
- ② 参加者から参加費として現金を受領し領収書を発行しているが、領収書はワープロ作成したものであり、連番管理もされておらず、領収証の控えもない。体育協会の領収書によって連番管理を行い現金の管理体制を整備すべきである。

小瀬スポーツ公園では当法人の自主企画事業として有料の各種スポーツ教室を開催し、また、スポーツ指導者研修会を行っている。各教室については指導に当たる担当者等が参加者の受付、名簿の作成、出欠の確認、参加料の徴収及び出欠等の管理等を行っている。これらの管理業務に次のような不適切な点が見受けられた。

- ① 作成されている参加者名簿等がワープロ打ちであったり、手書きであったり、また、参加者名簿という名称であったり、出席簿という名称であったり、その様式も担当者に委ねられており種々である。効率的な管理を行なうためには名簿の様式を統一すべきである。また、参加料の収納管理についても受領の書き込みが担当者により種々であり、統一的な管理を行うべきである。
- ② 有料の各種スポーツ教室、スポーツ指導者研修会の参加者から参加費として現金を受領している。当該参加費について領収書を発行しているが、領収書は「山梨県体育協会 事務局長」を受取人と印字され、事前にワープロ作成されたものである。また、連番管理もされておらず、領収証の控えもない。
その他にも機関誌の広告料収入に対しても領収書を発行しているが、当該領収証も担当者がエクセル等のパソコンで作成している。
現金の取扱に関しては、内部牽制の面からも、担当者がワープロ等で作成するのではなく、体育協会としての所定の領収書によって連番管理を行うとともに、控えも保管し適切な現金管理を行うべきである。

(7) 体育史の在庫計上金額について間違いがある (指摘事項)

山梨県体育史を作成し、残部を貯蔵品として計上しているが、体育史の頒布価格を貯蔵品の帳簿価額として計上している。頒布価格ではなく、当該体育史の作成費を貯蔵品の帳簿価額とすべきである。

平成23年3月末に貯蔵品として「山梨県体育史第3巻」558冊を6,975,000円計上している。しかしながら、体育史の頒布金額で貯蔵品に計上されている(売価@12,500円×558冊=6,975,000円)。本来は、販売価格ではなく、当該体育史の制作に要した原価で計上すべきである。体育史は平成20年に制作しており、制作費は1,000部で11,985,378円であるため、1冊あたりの原価は11,985円である。

したがって、本来は@11,985円×558冊=6,687,630円となり、現在の貯蔵品計上額との差額287,370円が過大となっている。貯蔵品価額は原価で計上すべきである。

(8) 貯蔵品として計上すべき物品が資産計上されていない (指摘事項)

体育協会が作成したネクタイ、ワッペンが年度末に在庫として残っていたにもかかわらず、貯蔵品として計上されなかった。貯蔵品として計上すべきである。

団体等の参加に際して、統一のネクタイを使用するために、ネクタイを制作している。22年度に、ネクタイを200本を制作しており(制作費399,000円、1本あたり1,995円)、前年度からの繰り越しを含めて年度末には210本の在庫があった。同様に、ワッペンも500枚作成し(制作費131,250円、1枚あたり262.5円)、80枚使用したため、年度末には420枚が在庫として残っていた。両者とも、受け払いが行われているものの、貯蔵品として在庫に計上されなかった。受け払いの管理も行っており、残高も把握できることからネクタイ418,950円(210×@1,995)、ワッペン110,250円(420×@262.5)を貯蔵品として計上すべきである。

(9) 寄付金収入の仮領収証を回収すべきである (指摘事項)

寄付金を受領したときに仮領収証を発行し、後日正式な領収証を発行し、仮領収証を回収することとなっているが、仮領収証を回収していない相手先があった。仮領収証を適切に回収すべきである。

現在、山梨県体育協会と競技団体が日本体育協会に対する寄付金を集め、競技団体が集めてきた金額の90%を競技団体に対して補助金として交付しており、山梨県体育協会が集めてきた金額の95%は山梨県体育協会の事業費へ充てられている。

当該寄付金を競技団体の担当者が現金で持ってきた場合には、担当者が金庫に入れるとともに、その場で仮領収書を発行して競技団体の担当者に渡している。仮領収書はエクセルで作成して、入金順に連番管理を行っている。

寄付金控除のために、後日、体育協会が本領収書を寄付者に送るとともに、仮領収証を回収することとなっているが、現状では相手方が自主的に返送してきた以外の場合は、仮領収証が回収されていなかった。

回収されていなかった相手先

相手先	金額
企業A	300,000
企業B	30,000
企業C	30,000
企業D	150,000
企業E	50,000
医院A	100,000
団体A	100,000
個人A	100,000
個人B	5,000,000
個人C	5,000,000

寄付金控除のためには正式な体育協会の本領収書が必要であるために悪用されるようなことはないと思われるが、規定通り仮領収証を回収する必要がある。

(10) 年度未購入の物品のうち貯蔵品計上すべきものが見られた (指摘事項)

年度末にプリンターのトナー、文房具等を購入しているが、購入品のうち、実際に使用していないものについては貯蔵品として計上すべきである。また、期末に印刷業者から納入された平成23年度主要行事予定表や各施設回数券及び期末に仕入れた灯油・A重油代等も貯蔵品に計上されていなかった。貯蔵品として計上すべきである。

3月10日に以下の消耗品を購入している。

品名	数量	単価	金額
NBC トナーカートリッジ	3個	24,000	72,000
インクカートリッジ	2箱	4,180	8,360

また、3月25日にも以下の消耗品を購入している。

品名	数量	単価	金額
フラットファイナル	200冊	68	13,600
CD-R	10枚	234	2,340
タックインデックス	40袋	78	3,120
タックラベル	5冊	3,300	16,500

さらに、年度末に仕入れた各施設回数券 132,825 円 (小瀬スポーツ公園)、3 月分A重油代 164,850 円 (緑ヶ丘スポーツ公園)、3 月分重油・灯油・ガソリン・軽油代 193,380 円 (本栖湖青少年スポーツセンター) が見られた。

これらは、期間中にすべて消費したとは考えにくく、期末時に未使用のものについては実地棚卸しを行い、在庫として残っている分については貯蔵品として計上すべきである。

また、年度末に仕入れられた平成23年度の主要行事予定表の仕入価格 147,000 円のうち、平成22年度中に配布されたものを除き期末に在庫として所有している部分については、棚卸しを実施し、貯蔵品として計上すべきである。

(11) 謝金規定の整備を行うべきである (意見)

現在、医科学セミナー等で講師謝金を払っているが、講師謝金については謝金の規定はなく、前例に従って支払っている状態である。謝金規定等を整備する必要がある。

現在、国体選手の健康証明の他、医科学セミナー、アンチドーピング講習等、種々の講習等で謝金を支払っているが、謝金規定等の根拠に基づいて支払っているわけではない

国体選手の健康証明	医科学セミナー	アンチドーピング講習
1回 8,000円	15,000円/時間	12,000円/時間
従来から、枚数にかかわらず1回 8,000円を支払っている	高体連と話し合っている	日本協の助成事業のため

医師の報酬としてはかなり低廉でボランティア的要素が強いとはいえ、将来における担当者の交代等も考慮すると、前例踏襲の場当たり的な支給ではなく、何らかの謝金規定を整備する必要がある。

(12) 固定資産の管理を適切に行うべきである (指摘事項)

固定資産の实地調査をしたところ、備品シール等による備品の管理は行われていなかった。備品シール等の手段により適切に備品の管理を行う必要がある。

監事の指摘をうけて、固定資産管理を市販の会計ソフト (PCA 会計) に移行中であり、備品シールによる管理を行う予定であるとのことであるが、備品の適切な管理の面からも早急に備品の管理体制を整える必要がある。

(13) 消費税の税務申告に誤謬が見られる (指摘事項)

消費税申告において、補助金等の特定収入に係る課税仕入れ等の税額計算が行なわれておらず、修正申告が必要と思われる。

消費税法は、特定収入に係る仕入れ控除税額の特例として下記の通り定めている。
第60条 国若しくは地方公共団体、消費税別表第三法人又は人格のない社団等が課税仕入れを行った場合において、課税標準に対する消費税額から控除することのできる課税仕入れの税額は、通常の計算に基づき課税仕入れの税額から特定収入に係る課税仕入れ等の税額を控除した残額に相当する金額とする。(下線部は監査人)

① 特定収入がない場合
消費税額 = 課税標準額に対する税額 - 課税仕入れ等税額

② 特定収入がある場合
消費税額 = 課税標準額に $\left[\begin{array}{l} \text{特例適用前} \\ \text{課税仕入れ等税額} \end{array} \right] - \text{特定収入に係る課税仕入れ等税額}$

特定収入がない場合は、預かった消費税から支払った消費税の差額が納税額となるが、特定収入がある場合は、特定収入によって課税仕入れをまかなったとき「購入するが対応する売上は無い」という最終消費者の立場となり、それに対する課税仕入れ等の税額は支払った消費税より除かれるため (計算式の「特定収入に係る課税仕入れ等税額」)、その税額分、①より納税額が増えることとなる。そして、(財)山梨県体育協会は、②に該当する。しかし、消費税額の計算資料によると、「特定収入に係る課税仕入れ等税額」を適正に処理していなかった。

特定収入は消費税法基本通達に例示されている。

「消費税法基本通達」

第16-2-1 「特定収入」とは、資産の譲渡等の対価に該当しない収入のうち、・・・例えば、次の収入 (・・・特定支出のためにのみ使用することとされているものを除く) がこれに該当する。

- (1) 租税
- (2) 補助金
- (3) 交付金
- (4) 寄付金
- (5) 出資金に対する配当金
- (6) 保険金
- (7) 損害賠償金
- (8) 資産の譲渡等の対価に該当しない負担金、他会計からの繰入金、会費、喜

捨金等

協会の平成23年3月期の特定収入は、下記の通りである

特定収入		(単位：円)
項目	金額	
補助金	175,352,216	
助成金	6,677,000	
交付金	14,491,000	
寄付金	886,556	
賛助会費	2,339,895	
計	199,746,667	

消費税額の計算では②の算式であるとおおり「特定収入に係る課税仕入等の税額」を控除するので、そのためには、特定収入の使途の特定が必要となる（消費税法基本通達16-2-2）。果に提出している「事業費補助金補助事業実施報告書」のうち「体育協会運営事業」によると下記の通り使途を特定している。

科目	決算額	割合
県補助金	81,507,830	94.775
自己負担金	4,493,327	5.225
計	86,001,157	100.000

科目	決算額	課税仕入	不課税仕入
報酬	5,864,340	0	5,864,340
給料	34,916,917	0	34,916,917
職員手当	19,841,387	0	19,841,387
福利厚生費	9,017,939	0	9,017,939
旅費	455,488	455,488	0
需用費	3,398,061	3,398,061	0
役員費	2,294,540	2,294,540	0
委託料	1,816,500	1,816,500	0
使用料及び賃借料	169,797	169,797	0
備品購入費	124,950	124,950	0
負担金補助及び交付金	746,400	0	746,400
公課費	113,000	0	113,000
積立金	7,241,838	0	7,241,838
計	86,001,157	8,259,336	77,741,821

収入のうち補助金の占める割合は94.775%なので、課税仕入の「特定収入に係る課税仕入」は8,259,336円の94.775%で7,827,785円となる。差額の431,551円は自己負担金に係る課税仕入となるが、自己負担金のなかに賛助会費等の特定収入が含まれているのならば、それも按分により分ける必要がある。なお、賛助会費は「使途を特定できない特定収入」に分類され、按分の計算も上記とは異なる。このように、それぞれの特定収入の使途を特定し、収入及び支出を下記に分類し総合して消費税を計算することとなる。

収入	課税売上
	非課税売上
特定収入	課税売上げにのみ要する課税仕入れ等に係る特定収入
	非課税売上げにのみ要する課税仕入れ等に係る特定収入
	課税・非課税売上げに共通する課税仕入れ等に係る特定収入
	使途が特定されていない特定収入
	課税売上げにのみ要する課税仕入れ
支出	非課税売上げにのみ要する課税仕入れ
	課税・非課税売上げに共通する課税仕入れ
	不課税取引

以上のとおり、非常に複雑な計算を求めているが、協会の消費税申告は特定収入に係る課税仕入れ等税額を適正に処理しておらず、正確性を欠くものであり、修正が必要である。

(14) サービス事業特別会計に直接的及び間接的に関わる人件費を適正に計上すべきである(指節事項)

サービス事業特別会計では、直営レストランの従業員の人件費が計上されているのみである。当該事業には直接的にも間接的にも関わっている協会職員がいるので、これらの人件費を適正に計上すべきである。また、当該事業は収益事業に該当することから、人件費の計上を行なうことにより法人税等の税額軽減が可能であった。

サービス事業特別会計において計上されている人件費は、福利厚生等を含め毎年500万円前後である。その内容は協会が直営する小瀬スポーツ公園レストランの従業員3名分の人件費のみである。当該事業会計の収益項目となる「サービス事業収益」にはレストラン経営による収益の他に「受取手数料」「受取保険料」「受取協賛金」があり、その内容は次のとおりである。

- ① 受取手数料・・・自動販売機の売上手数料⇒仕入売上はなく手数料のみ
 仮設(飲食等) 売店売上手数料⇒公園内のイベント時の売店(テント等)の出店手数料
 スケート靴貸出売上手数料⇒靴は業者持ち、貸出業務も業者が行っているので手数料のみ

- ② 受取保険料・・・八代射撃場の利用者が任意に加入する射撃場保険料手数料
- ③ 受取協賛金・・・自動販売機設置者が本協会に収める事業協力金

このような手数料収入に關係して総務業務を行なう協会職員がいるものと思われる。例えば、業務を行うにあたり、それを選択、決定する人員、実行にあたり対応する人員、保険業務を請求する資料を作成する人員等、専従ではないが必要に応じて随時対応する人員がこれらの業務にあたるものと考えられる。また、当該事業会計には上記の「サービス事業収益」のほかの収益項目に「スポーツ振興事業収益」がある。この事業は、小瀬スポーツ公園や富士北麓公園で行う協会主催のスポーツ教室、スポーツイベントの参加型事業であるが、これらに係る経費に人件費の計上ははなく、参加講師の謝金のみである。これらも協会関係者が関わっているもので、本来人件費の計上があつてしかるべきである。このような総務業務を行なう人員の人件費は、サービス事業会計のなかに適正に反映させるべきである。また、この会計は収益事業に該当するため、法人税等の申告対象であり、人件費を経費計上することにより税額負担を軽減することになる。

(15) 指定管理料の算定にあたりサービス事業特別会計を含めることを検討すべきである(意見)

サービス事業特別会計の事業は協会が行う自主事業であり、指定管理業務である施設管理事業に付随した事業と考えられる。
 平成18年度からの5年間で112百万円の利益を上げていく状況を考慮し、今後の指定管理料の算定にあたっては、当該サービス事業特別会計を含めることにより、指定管理料の圧縮を図ることを検討すべきである。

サービス事業特別会計の正味財産増減額(当期利益)及び税引き前当期利益は次のとおりである。

(単位: 円)

	正味財産増減額	税引き前当期利益
平成18年度	14,657,951	21,095,352
平成19年度	19,116,243	28,438,225
平成20年度	17,399,319	25,767,203
平成21年度	12,588,222	20,206,238
平成22年度	11,935,960	16,987,162
合計	75,705,729	112,494,180

サービス事業特別会計でのレストランの収益は、「サービス事業収益」の「売上」に計上されており、対応する経費は、材料費、レストラン使用料、水道光熱費等が挙げられる。また、他の「サービス事業収益」である「受取手数料」「受取保険料」「受取協賛金」については(14)に記したとおり、当該収益の内容は手数料が主であり、対応する経費は、電気料、使用料といった需要費及び減価償却費等、役員費等で少額である。そのため、上記の高額の利益が残ることとなる。このように総体の経費が掛からないのは、これらの手数料がいわば付随的な収益のためであり、本体である指定管理業務の事業無くしては得られないものと考えられる。

現在、当該事業は指定管理者の費用と責任において実施する自主事業としての位置づけであり、指定管理業務の範囲からは除かれているため、県の指定管理料は施設管理事業会計のみで収支計算をしている。また、体育協会が管理している施設において、当該事業は募集要項に基づき指定管理者に優先的に許可されており、収益施設ではなく便益施設として、得られた収益は利用者へのサービス向上などの活用方策等へ利用することとされている。

そのため、当該事業は、指定管理業務(施設管理事業会計)とは別の独立した会計単位(サービス事業特別会計)となっている。しかし、前述のとおり事業の内容を見る限りにおいては単独で経営が成り立つものではなく、指定管理業務である施設管理事業に

付随した事業と史料される。
結果としてはあるが上記の通り、平成18年度からの5年間で112百万円の利益を上げている状況を考慮し、今後の指定管理料の算定にあたっては、自主事業であり施設管理の付随事業と見られるサービス事業特別会計を含めることにより、指定管理料の圧縮を図ることを検討すべきである。

(16) 小瀬スポーツ公園の収支予算と収支決算において差異が生じている支出項目が見られるため、現在の実績を考慮し、事業計画の作成をする必要がある。(意見)

小瀬スポーツ公園の「管理業務にかかる収支決算」によると、事業計画時の収支予算と実績に多額の差異が生じている下記の通りの支出項目がある。当該支出項目については、事業計画の積算根拠が実態と乖離していると判断される。

平成18年度から平成22年度の5年間の差異の累計(計画-実績)

人件費 : 46,911千円
水道光熱費 : 46,846千円
管理委託費 : 108,403千円
修繕費 : △41,041千円
その他経費 : △90,073千円

事業計画と実績との乖離が大きいと、結果的に指定管理料が過大なものとなる恐れがあるので、今後は現在の実績を十分考慮して事業計画を作成する必要がある。

なお、修繕費の支出は水道光熱費予算の流用によるものであり、事業計画の段階で、適正な予算を計上する必要がある。また、修繕費節減のためには費用対効果を勘案し大規模修繕の実施も検討すべきである。

① 小瀬スポーツ公園の「管理業務にかかる収支決算」によると、次の支出項目について事業計画と実績に多額の差異が生じている。

「人件費」

(単位：千円)

	事業計画書	実績	差異
平成18年度	193,256	187,691	5,565
平成19年度	203,436	189,393	14,043
平成20年度	210,496	201,678	8,818
平成21年度	208,344	198,006	10,338
平成22年度	187,753	179,606	8,147
計			46,911

「水道光熱費」

(単位：千円)

	事業計画書	実績	差異
平成18年度	115,882	106,131	9,751
平成19年度	116,416	108,067	8,349
平成20年度	116,949	114,285	2,664
平成21年度	114,551	96,502	18,049
平成22年度	113,385	105,352	8,033
計			46,846

「管理委託費」 (単位：千円)

事業計画書	実績	差異	
平成18年度	184,718	156,626	28,092
平成19年度	184,749	157,536	27,213
平成20年度	186,776	157,890	28,886
平成21年度	172,820	154,809	18,011
平成22年度	167,055	160,854	6,201
計			108,403

人件費について計画と実績の人員状況は次のとおりである。

人員状況 (単位：名)

	計画	内正職員	臨時職員	実績	内正職員	臨時職員
平成20年度	38	22	16	39	20	19
平成21年度	38	21	17	39	21	18
平成22年度	39	21	18	40	17	23

上記のうち正規職員状況 (単位：名)

	計画	実績	うち計画内	うち計画外
平成20年度	22	20	14	6
平成21年度	21	21	16	5
平成22年度	21	17	13	4

これによると、人件費の差異は正規職員の減員分を臨時職員の採用で対応していること、及び事業計画外(小瀬スポーツ公園以外の指定管理事業からの異動を含む)の職員を採用していることが要因として考えられる。

水道光熱費の差異については、平成18年及び平成21年の電力の契約内容の見直しや経費削減などの経営努力による削減であることも要因とされるが、その点を考慮しても結果としては上記の差異は多額と史料される。

管理委託費の差異について、協会で行っている管理委託料の積算根拠は県で使用している積算と同じである。差異の要因の一つとしては、協会は入札の他に落札業者と長期契約を締結しており、これらの請負による差額であることが考えられる。しかし、平成22年度は、積算資料に「外部委託業務入札契約差額減額10,000千円」と記載がある通り予算額が減額されている。長期契約による差金は、当初の事業計画段階で考慮すべき事項であり、過去の計上額を精査すべきであったのではないかと史料される。

以上において、たとえ協会の支出経費削減の成果を認めたとしても、5年間の3項目の差異は合計2億円超と多額である。また、平成18年度から平成20年度の3年間の指定管理契約期間の支出金額の差異を認識した上で、さらに平成21年度及び平成22年度に多額の差異が生じていることは、3年間の実績を指定管理料に反映していないことも受け取られる恐れがある。

② 一方、小瀬スポーツ公園の次の支出項目も事業計画と実績に多額の差異が生じている。(単位：千円)

事業計画	修繕費		その他経費			
	実績	差異	実績	差異		
平成18年度	9,433	14,876	△5,443	18,149	36,902	△18,753
平成19年度	9,433	14,757	△5,324	21,137	32,358	△11,221
平成20年度	9,433	15,740	△6,307	25,427	42,945	△17,518
平成21年度	16,379	32,821	△16,442	20,954	47,371	△26,417
平成22年度	21,953	29,485	△7,532	16,755	32,919	△16,164
計	66,631	107,679	△41,048	102,422	192,495	△90,073

前述した①のケース又は、事業計画に比べ実績額が下回っている支出項目であるが、②のケース又はそれとは逆に実績額が上回っている支出項目である。

修繕費の差異は、施設等の老朽化による計画外の修理箇所が増加が要因と考えられる。その他の経費の差異は、計画外の建物附属設備、什器備品等の固定資産の購入支出と利益の計上に伴う法人税等の支出に起因する。

③ 以上5項目を見た限りにおいて、事業計画と実績との乖離は多額であり事業計画の積算そのものに問題がある可能性は否定できない。事業計画と実績との乖離が大きいと、結果的に指定管理料が過大なものとなる恐れがあるため、今後は現在の実績を十分考慮して事業計画を作成する必要がある。

なお、協会の「管理業務にかかる収支決算」に、事業計画外の修繕費を支出するために水道光熱費の残額(計画より支出が少ないため残った額)を活用して充てている旨の記載が毎年度あるが、このことは、水道光熱費予算の修繕費への科目間流用であり、本来は事業計画段階で適正な予算を計上すべきである。

また、修繕費に関して毎年これほどの事業計画外の支出をしていることは、既存の施設・設備等の耐用年数が経過していることに起因していると思われる。計画外の支出が多額に及ぶ理由が施設等の老朽化によるものであるならば、県が大規模修繕を行うことにより、指定管理者の毎年のランニングコストを減らすことができるのではないかとと思われる。このことは指定管理料の削減を図ることに繋がるので、県予算との関連もあるが、費用対効果を分析し経済効率性の観点から検討すべきものと史料される。

さらに、その他経費のうち法人税等は、小瀬スポーツ公園のみの金額は不明であるが、施設管理事業会計(指定管理の対象となる小瀬スポーツ公園、八ヶ岳スケートセンター、富士北麓公園、緑が丘スポーツ公園、八代射撃場、本栖湖青少年スポーツセンター等)の5年間の総額が87,051千円(サービスマネジメント事業特別会計を含む収益事業の総額は5年間で124,840千円)である。この納税額のもととなる利益を生む原資には県の指定管理料が含まれており、当該金額が県から国等へ納入されたことと同じことになるとと思われる。

(17) 指定管理業務における事業計画と実績とを比較すると、結果としてではあるが、指定管理料の過大支給があったものと推定されるため、今後の指定管理料の積算へ反映すべきである。(意見)

施設管理業務とサービスマニヤ事業は収益事業であり、当該事業における利益金額は高額である(平成18年度から平成22年度の5年間の収益事業における利益の累計は376,608千円であり、そのうち施設管理業務は264,114千円である)。結果としてではあるが、施設管理業務に帰属する部分については、指定管理料の過大支給があったものと考えられる。また、指定管理料は年々圧縮されているが、利益金額を考慮し、事業計画を見直し、今後の指定管理料の積算へ反映すべきである。

協会の施設管理業務とサービスマニヤ事業は収益事業であり、毎年度、法人税等の税務申告を行っている。その所得金額及び利益金額は次のとおりであり、利益金額より(15)に記したサービスマニヤ事業の利益を差し引いた金額が、施設管理事業の利益である。

	所得金額	税引き前当期純利益	うち施設管理事業分
平成18年度	92,801	94,545	73,450
平成19年度	78,346	86,764	58,325
平成20年度	71,676	77,693	51,926
平成21年度	68,862	73,257	53,051
平成22年度	38,545	44,349	27,362
計	350,230	376,608	284,114

指定管理業務における事業計画のなかでは、県の指定管理料の収入を含めたところで収支の差額はゼロとなっているので、上記の利益は、協会による成果によるものかを精査する必要がある。「管理業務にかかる収支決算」による収入項目を一覧表にまとめると次のとおりになる。なお、収入は施設利用料収入、協会の自主事業による収入と県の指定管理料である。

	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	実績	事業計画	実績	事業計画	実績	事業計画
八ヶ岳スレートセンター	53,770	54,724	53,872	54,714	53,960	54,607
富士北麓公園	96,760	103,102	86,694	87,986	88,305	89,155
緑が丘スポーツ公園	86,850	83,668	87,852	85,405	88,209	88,387
八代射撃場	6,219	6,379	6,226	6,635	6,227	6,934
本栖湖青少年スポーツセンター	34,854	36,404	35,772	37,149	36,267	38,516
小瀬スポーツ公園	547,948	559,598	562,011	571,043	579,033	600,115
計	826,401	843,965	832,427	842,932	852,001	877,714

	平成21年度		平成22年度		5年合計		差異
	実績	事業計画	実績	事業計画	実績	事業計画	
八ヶ岳スレートセンター	56,455	56,713	56,125	55,819	274,182	276,577	△2,395
富士北麓公園	89,498	91,547	88,856	91,063	450,113	462,833	△12,740
緑が丘スポーツ公園	88,522	88,942	79,600	78,356	431,033	424,738	6,275
八代射撃場	6,172	6,620	6,103	6,697	30,947	33,255	△2,318
本栖湖青少年スポーツセンター	37,032	40,306	37,502	35,664	181,427	188,129	△6,702
小瀬スポーツ公園	567,674	583,381	540,600	549,454	2,797,266	2,863,591	△66,325
計	845,353	867,509	808,786	817,053	4,164,968	4,249,173	△84,205

平成18年度から5年間の事業計画との差異は、84,205千円の収入増と評価できる。収入計画については過去数年の収入の平均値等を採用しており、実績増の要因として、利用者サービスマニヤの結果利用者増に繋がったものと考えられる。

一方、支出については次のとおりである。

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		差異
	事業計画	実績	事業計画	実績	事業計画	実績	
八ヶ岳スレートセンター	53,770	52,343	53,872	52,917	53,960	53,381	
富士北麓公園	96,760	100,911	86,694	86,966	88,305	95,805	
緑が丘スポーツ公園	86,850	79,557	87,852	81,152	88,209	88,387	
八代射撃場	6,219	6,014	6,226	5,956	6,227	6,189	
本栖湖青少年スポーツセンター	34,854	32,740	35,772	35,591	36,267	36,192	
小瀬スポーツ公園	547,948	526,900	562,011	532,691	579,033	569,719	
計	826,401	798,465	832,427	795,273	852,001	849,673	

	平成21年度		平成22年度		5年合計		差異
	事業計画	実績	事業計画	実績	事業計画	実績	
八ヶ岳スレートセンター	56,455	53,965	56,125	52,694	274,182	265,320	8,862
富士北麓公園	89,498	92,003	88,856	95,726	450,113	471,471	△21,358
緑が丘スポーツ公園	88,522	86,391	79,600	72,197	431,033	407,684	23,349
八代射撃場	6,172	6,523	6,103	6,309	30,947	30,991	△44
本栖湖青少年スポーツセンター	37,032	35,896	37,502	31,366	181,427	171,735	9,692
小瀬スポーツ公園	567,674	559,618	540,600	541,398	2,797,266	2,730,326	66,940
計	845,353	834,476	808,786	799,690	4,164,968	4,077,577	87,391

平成18年度から5年間の事業計画との差異は、87,391千円の支出減と評価できる。

従って、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間の収支差額は 171,596 千円（収入増 84,205 千円＋支出減 87,391 千円）となる。支出には資産の購入額 50,000 千円余と法人税等の 87,000 千円余が含まれているので、この収支差額に加算し、それに減価償却費等 44,000 千円余を当該収支差額から減算すると、最初に記した施設管理事業分の利益の 264,114 千円となる。

事業計画において、収入を過少評価し経費を過大評価するならば、必要とされる指定管理料は増大し、結果として利益が生じる。収入増の 84,205 千円には、一般会計から退職金に充てるための資金としての 9,600 千円等も含まれているので、実質の収入増は 74,605 千円である。収入における事業計画との当該差額 74,605 千円を協会との成果とし、例えその全額が利益に貢献しているとみても、差額の 189,509 千円（利益 264,114 千円－収入差額 74,605 千円：年平均にすると 37,901 千円）は経費削減の努力を考慮しても、多額であると思料される。結果としてではあるが、指定管理料が過大ではないかと判断される可能性は否定できない。

また、指定管理料は下記のとおり 5 年間で総額 33 億円超である。平成 18 年度に指定管理者制度を導入した時点と比較すると、下記の通り指定管理料は圧縮されているが、当法人に留保されている利益金額を考慮し、事業計画を見直し、今後の指定管理料の積算へ反映すべきである。

指定管理料の推移 (単位：千円)

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	計
八ヶ岳スポーツセンター	49,067	49,075	49,068	51,207	50,877	249,294
富士北麓公園	87,101	76,949	78,188	77,203	76,781	396,222
緑が丘スポーツ公園	72,680	73,681	74,045	74,358	71,624	366,388
八代射撃場	4,618	5,034	5,040	4,632	5,026	24,350
本栖湖青少年スポーツセンター	21,318	22,241	22,735	23,501	23,966	113,761
小瀬スポーツ公園	442,503	451,778	459,048	443,562	420,275	2,217,166
計	677,287	678,758	688,124	674,463	648,549	3,367,181

(18) 現金及び領収書の管理が不適切である (指摘事項)

小瀬スポーツ公園内の 4 ポイントにおける現金及び領収書の管理状況を確認した結果、法人において現金及び領収書の取り扱いについて統一のルールはなく、現金残高の不一致等の致命的なミスが散見された。果から指定管理を受けている団体として、その管理の状況は極めて不適切である。現金及び領収書の取扱いについては法人の内部管理上重要視されるべき事項の一つであることはいまでもなく、現在の状況は早急に改善が必要である。

小瀬スポーツ公園内の事務局、体育館、アイスアリーナ、武道館の 4 ポイントにおいて現金及び現金等価物の実査、並びに領収書の管理状況の確認等を行った結果、以下のとおりであった。

①事務局
I 現金

事務局受付窓口の手提げ金庫内にある釣銭用の現金について実査を行った。	
(A) 実際現金有高	25,500 円
(B) 計算上の現金有高	26,600 円
(C) 差異……………(A)－(B)	△1,100 円

当該釣銭用の現金については毎日 20,000 円が開始残高となっており、それに当日の窓口収入分 6,600 円を加えた 26,600 円が、実査時点での計算上の残高であったが、実際の現金有高は上記のとおり 1,100 円が不足するという結果となった。現金の不足額が発生した原因について担当者が調査したところ、以下の事実が判明した。

実査前日夜のイベントにおける売上入金額が 1,000 円不足していたという事実が存在し、翌朝に口頭でその旨の引継が行われた。釣銭用の現金については、毎朝始業時に残高が 20,000 円になっているかを確認することであるが、実査当日は残高の確認前、始業と同時に 1,100 円の窓口収入による入金があった。その入金の事実を知らない者が現金のカウントを行ったところ残高が 21,100 円あったため、前日の売上入金の不足額であると判断し、その 1,100 円を個人の判断で手提げ金庫から別にまとめられていた前日の売上金額に加えてしまい、結果として窓口手提げ金庫内の現金が不足する結果となった。

続けて、事務所奥にある金庫内の現金について実査を行った。

(a) 実際現金有高	40,650 円
(b) 計算上の現金有高	40,650 円
(c) 差異……………(a)－(b)	なし

当該現金はゾールのロッカーから回収したものであり、収納後に金融機関等に預け入

れられることなく、小口現金とは別に、そのまま法人内での面替等に利用されていることであった。夏期のゾールの繁忙期においては、常に釣銭用の硬貨が相当量必要となってしまうため、そのような処理を行っているとのことであった。業務を円滑に遂行する観点から、一定の斟酌すべき事情は認められるが、当法人の会計規程第25条に反しているとは判断される。もしもその規定が実務上、業務の円滑な遂行を阻害しているのであれば、そのような規定は改正等を行うことが必要であると判断される。

「財団法人山梨県体育協会会計規程」

第25条 現金はすべて取引金融機関に預け入れなければならない。但し釣銭、小口払い及び債権者との間に特約がある場合の支払いにあてるため、出納責任者が承認した範囲内で手持ち現金を置くことが出来る。

また、金庫内の封筒から現金900円が発見された。これはゾールにて販売しているスミンク用おむつの販売収入分とのことであったが、これについては実査時点において収入として計上されておらず、簿外現金となっていた。現金の収納については職員による着服等の不正を防止するためにも、更に厳格な扱いが必要である。

ii 領収書管理

事務局受付窓口における領収書の管理状況について確認を行った。領収書綴りは年度での切り替えは行わず、年度を越えて使用しており、領収書の発行についても年度を越えて連番での管理を行っているとの説明を受けた。確認した範囲内においては、そのような処理が行われていることが確認できたが、机引き出し内に渡り漏れの領収書（平成23年8月2日 上様 1,800円）が放置されていた。そのような領収書は書き損じの領収書と同様にバツ印等を付した上で領収書綴りの控えとセットで管理すべきである。

②体育館

i 現金

体育館受付窓口の手提げ金庫内にある釣銭用及び物品販売及びコピーサービスにより収納した現金について実査を行った結果、釣銭及び物品販売分について過不足は存在しなかった。しかし、物品販売により収納した現金の管理方法について確認したところ、ノートへの記載事項は収納した金額のみであり、日々の残高を記載する形式とはなっていないかった。また、残高の確認は月末の締め日に集計を行う以外には、特段行っていないとのことであった。コピーサービスによる現金の収納についても物品販売と同じく日々の収納金額をノートに記載しているのみで、残高の確認についても同様に月末の締め時点以外においては全く行っていないかった。コピーサービスに係る実際現金有高とノートの収納金額の集計金額及びコピーサービスの領収書控の集計金額を突合した。

(A) 実際現金有高	1,710円
(B) 収納ノートの集計金額	720円
(C) 領収書控の集計金額	980円

突合の結果は上記のとおりであり、実際現金有高とノートの収納金額の集計金額及びコピーサービスの領収書控の集計金額の全てが異なるという極めて不適切な結果となった。さらに、コピーサービスにより収納した現金は空き缶に無造作に入られた状態で保管されており、その保管状態についても問題があると言わざるを得ない。

また、手提げ金庫内に体育館での遺失物として現金1,010円が保管されていた。これは平成23年7月4日に拾得されたものであることが記録から判明したが、現金実査日は平成23年8月12日であり、現金遺失物拾得より1ヶ月以上の期間にわたり特段の処置がなされていない状況であった。原則として一定期間を経過した遺失物については遺失物法第4条に基づき警察署への届出等の処置を講じるべきである。

「遺失物法」

第4条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかにこれを警察署長に提出しなければならない。

その上、手提げ金庫内の別封筒に体育館受付において発生した現金過不足2,391円がゾールされていた。担当者によると体育館受付で生じた現金不足についてはその現金から充当している旨の回答を受けたが、当該現金は完全に簿外であり、その使用用途に係わらず、そのような現金が存在していること自体が重大な問題である。日々の現金取扱いの中で過不足が一定程度生じてしまうことは避けられない部分もあるかと思うが、その処理は言うまでもなく帳簿上において行われるべきであり、現状での処理は極めて不適当であると断言できる。現金の管理に対しては基本的な部分から早急に見直す必要がある。

ii 領収書管理

体育館受付窓口における領収書の管理状況について確認をした。領収書綴りは年度での切り替えは行わず、年度を越えて使用しており、領収書の発行についても年度を越えて連番での管理を行っているとの説明を受けたが、領収書への付番は前もって行われておらず、発行の都度行っていた。事故を防止するためにも領収書への付番は前もって行う必要がある。事実、貸し出し用領収書NO.3の平成23年4月10日発行の領収書の番号が正しくはNo.89とされるところが、誤ってNo.98と記載されていた。また、利用者から領収書の発行について希望がない場合においても発行を行い、直後に控えを残して破壊をしているとの説明を受けた。そもそも、そのような場合における領収書発行の必要性については疑問を感じるが、少なくとも破壊ではなく、通常の書き損じ領収書の処理に準じて、控とともに保管を行うといった管理方法が適切であると考える。

③アイスマリーナ

ⅰ 現金

体育館受付窓口の手提げ金庫内にある釣銭用及び物品貸与、コピーサービスにより収納した現金について実査を行った結果、過不足は存在しなかった。また現金収納の管理は専用の帳簿で行われており、入出金の記載がなされ、日々の残高も記載されていた。

ⅱ 領収書管理

アイスマリーナ受付窓口における領収書の管理状況について確認をした。領収書綴りは年度での切り替えは行わず、年度を超えて使用しており、領収書の発行についても年度を超えて連番での管理を行っているとの説明を受けた。確認した範囲内においては、そのような処理が行われていることが確認できた。

④武道館

ⅰ 現金

武道館受付窓口の手提げ金庫内にある釣銭用及び物品販売、コピーサービスにより収納した現金について実査を行った結果、過不足は存在しなかった。しかし、物品販売及びコピーサービスにより収納した現金の管理方法について確認したところ、ノートへの記載事項は収納した金額のみであり、日々の残高を記載する形式とはなっていないかった。また、残高の確認は月末の締め日に集計を行う以外には、特段行っていないとのことであった。

ⅱ 領収書管理

武道館受付窓口における領収書の管理状況について確認をした。領収書綴りは年度で冊子本体の切り替えを行い、年度を超えて使用することはないと説明を受けたが、実際の運用状況を確認したところ以下のとおりであった。

(ⅰ) 領収書ライオンテンプラ No. 101～150	H22. 10. 25～H23. 8. 3の期間使用
(ⅱ) 領収書ライオンテンプラ No. 1～50	未使用。(ⅰ)終了後に切り替え予定。

さらに、ノートに記載されている現金収納と領収書控えについて、その合計金額は一致したものの、ノート上の収納件数と領収書控えの枚数が一致しなかったため、その原因について確認を行った。武道館受付においては利用者が領収書は不要である旨の申し出があった際にも、領収書の発行を行い、直後に控えを残して破壊を行なっているとのことであったが、その時に複数の取引をまとめて領収書の発行を行っている事実が判明した。例えば現金出納の管理を行っているノートにおいては「H23. 7. 30 なぎなた 120円」「H23. 7. 30 ドッジボール 20円」と別の取引であったものが、その両者とも領収書が不要であったということで、領収書控えには「H23. 7. 30 なぎなた 150円」となっていた。言うまでもなく、領収書はその取引の事実に基づいて発行が行なわれるべきであり、前述のような簡便的な処理は例外処理としてすら認められるのではなく、早急に

是正されるべきである。

⑤全体

小瀬スポーツ公園内の 4 ポイントにおける現金実査等の監査結果は上記のとおりであったが、現在、法人内での取扱いは統一のルールがなされておらず、全体として現金及び領収書の管理に不適切な事例が散見された。現金及び領収書の管理は法人として重要性の高い事項の一つであり、また最も不正の発生しやすい事項の一つでもある。現金及び領収書の管理については基本的なところから見直し、日々の残高の確認はもちろんのこと、後日においても検証が可能となるように法人内で統一のルールを作成し、それが確実に運用されることが強く望まれる。現在の状況は極めて不適切であると判断され、早急に改善されることが必要である。

(19) スポーツ傷害見舞金基金については、県等への返還を検討すべきである(意見)

スポーツ大会に参加した選手等が負傷等した際の見舞金の給付をその目的としたスポーツ傷害見舞金基金について過去の支給実績を調べたところ、その支給は過去16年間に渡って全く行われておらず、当該積立金2千万円については基金が単に拘束されている状態であると判断される。また、給付の対象者は他の傷害保険に加入している者に限定されているが、基金の本来の趣旨からして妥当であるとは考えられない。基金の目的とするところが各種傷害保険によって十分に達成可能であるとするならば、長期間拘束されたままの当該基金2千万円については県等の出捐者への返還も検討すべきである。

当法人では各種のスポーツ大会に参加した選手等で負傷又は死亡したものに対して見舞金の給付を円滑かつ、効果的に行うため、スポーツ傷害見舞金基金を設置している。当該基金の概要、及び支給の対象者並びに給付金額は以下のとおりである。

基金の額	20,000,000円
出捐者	山梨県教育委員会より10,000,000円(平成3年9月30日決定通知) (財)仲田育成事業団より10,000,000円(平成3年8月29日決定通知)
管理	基金に属する現金は最も確実かつ有利な方法で保管
運用	設置の目的に応じ、確実かつ効率的な運用
処分	原則処分できない(基金事業を遂行するためにやむを得ない理由があるときは理事会の議決を経て処分可能)

(財)山梨県体育協会スポーツ傷害見舞金基金設置規定より)

「(財)山梨県体育協会スポーツ傷害見舞金規定」

- 第2条 次に掲げる事業に参加してその活動中に負傷し又は死亡した選手(略)で、障害給付制度を有する保険に個人又は団体で加入しているものに見舞金を給付する。
- 一 本会及び本会に加盟する団体が主催する事業
 - 二 山梨県及び山梨県教育委員会が主催し、又は選手を派遣する事業
 - 三 山梨県競技力向上対策本部が行う競技力向上のための事業
 - 四 県学校体育団体の上部団体が主催する事業
 - 五 山梨県高等学校野球連盟並びに山梨県特殊教育諸学校体育連盟及びその上部団体が主催する事業
 - 六 会長が特に必要と認める諸事業

第3条 次の表の中欄に掲げる区分に応じ同表下欄に掲げる見舞金を支給する。

1	治療に要する期間が3月以上6月未満の負傷	30,000		7級	1,100,000	
					6級	1,250,000
2	治療に要する期間が6月以上の負傷	50,000		後遺障害	5級	1,400,000
					4級	1,550,000
3		14級	50,000	後遺障害	3級	1,700,000
					2級	1,850,000
					1級	2,000,000
					9級	800,000
					8級	950,000
					4	2,000,000

備考 この表において後遺障害とは、日本体育・学校健康センター法施行規則(昭和61年2月25日文部省令第2号)別表の後遺障害をいう。

見舞金の対象となる事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県スポーツ少年団大会 ・ 県体育祭り ・ 国民体育大会関東フロッグ大会・本大会 ・ 市町村体育祭り、市町村競技別大会等住民全員を対象とする規模以上のもの ・ 競技団体別県選手権大会(小・中・高・一般) ・ 競技別関東及び全国大会等県予選 ・ 競技別国民体育大会県予選 ・ 県新人体育大会 ・ 中・高 関東、全国大会県予選 ・ 県一周駅伝 ・ 県スポーツ・レクリエーション祭 ・ 四国省スポーツ交流大会 ・ 国民体育大会関東フロッグ大会・本大会 ・ 全国身障者スポーツ大会 ・ 全国健康福祉祭(スポーツ種目) ・ 全国スポーツ・レクリエーション祭 ・ 競技力向上のための本部事業(台宿、交流試合等) ・ 関東高校体育大会 ・ 全国高校総合体育大会 ・ 全国高校選抜大会 ・ 関東中学校体育大会
-------------	---

<ul style="list-style-type: none"> ・全国中学校総合体育大会 ・関東・全国高等学校野球大会 ・関東・全国選抜高等学校野球大会 ・山梨県特殊教育諸学校体育連盟及びその上部団体が主催する事業
--

(財)山梨県体育協会スポーツ傷害見舞金基金設置規定については平成3年8月7日、(財)山梨県体育協会スポーツ傷害見舞金規定は平成3年9月1日付けで施行されているが、施行後の実際の見舞金の支給状況は以下のとおりであった。

年度	傷害名	期日	見舞金額
平成4年度	右肩鎖関節脱臼	全治5ヶ月15日	30,000円
	左足関節開放性脱臼	全治4ヶ月1日	30,000円
平成5年度	右膝複合韧带損傷腓骨骨折	全治5ヶ月28日	30,000円
	右アキレス腱断裂	全治3ヶ月16日	30,000円
平成6年度	右アキレス腱断裂	全治3ヶ月16日	30,000円
	右アキレス腱断裂	全治3ヶ月16日	30,000円
平成7年度～22年度	(給付無し)	(給付無し)	(給付無し)

平成7年から平成22年度の間、スポーツ傷害見舞金の支給実績は件数、金額ともに0である。16年間という長期間において、上記の各種スポーツ大会等において給付の対象となる事由が発生しなかったとは考え難い。当該見舞金の支給制度については毎年関係団体等に周知は行っていたことではあるが、実際の運用状況を勘案するとその周知の方法については改善が必要であると判断される。また、上記の見舞金規定の第2条によると、見舞金の支給対象となりうるのは傷害保険に加入しているものに限り、定めがあるが、支給対象となる資格を傷害保険加入の有無で限定することは制度の本来的趣旨を鑑みるに、著しく妥当性を欠いているのではないかと思われる。

以上より、スポーツ傷害見舞金基金が制度として機能していないと判断され、かつ、スポーツ大会において負傷又は死亡したものに對して見舞金の給付を行うという基金の設置目的が各種の傷害保険等によって十分に補填することが可能であるとすれば、単に長期間拘束されているだけの当該基金については山梨県等の出捐者に返還を行うことも検討すべきである。

(20) 当法人が事務運営を担当する山梨県体育祭り実行委員会について法人税等の申告漏れが存在する(指摘事項)

当法人がその事務運営を担当する山梨県体育祭り実行委員会については人格なき社团として、法人税等の課税主体となると判断されるが過年度においては特段申告を行っていない。課税当局と協議の上、適切な対応がとられることが望まれる。

山梨県体育祭り実行委員会が主催する山梨県体育祭りは、「県民一人ひとりがスポーツに親しみ、豊かなスポーツライフの創造と地域スポーツの振興を図り、明るく豊かで活力あるふるさとづくりに寄与すること」を目的として毎年開催されている。実行委員会の事務運営等の実務は全て当法人の職員によって行われており、その結びつきは強いと判断される。実行委員会は規定や代表者等の定めも存在し、法人税法上の人格なき社団に該当すると考えられる。また、各種競技団体や民間企業からの山梨県体育祭りのプログラムへの広告掲載料収入については、税法上の収益事業である出版業の付随事業と考えられる。以上を勘案すると、実行委員会は法人税等の課税主体となると判断されるが過年度においては特段申告等を行っていないかった。実行委員会の平成20年度から平成22年度の収支状況は以下のとおりである。

単位：円

	H20	H21	H22
補助金収入	6,083,414	6,011,048	5,944,878
広告料収入	3,811,000	3,419,500	2,923,870
その他収入	4,255	871	558
事業費	9,748,669	9,581,419	8,869,306
収支差額	150,000	0	0

上記表のとおり、たしかに過去3年間においては平成20年度を除いて最終的な収支はゼロとなつてはいるが、少なくとも県民法人税及び法人市民税の均等割部分(県民法人税均等割20,000円、法人市民税均等割50,000円)については過年度において申告及び納税の必要があったと考えられる。また、支出の内容によっては源泉税の徴収が必要となるケースも想定される。前述のとおり、実行委員会の事務局は当法人であるため、税務の申告及び納税を行うに当たつても、当法人が担当することとなると思われる。今後は適切な租税実務が行われることが必要であることは言うまでもないが、過年度に申告等をすべきであったと思われる分についても課税当局等と協議の上、適切な対応がとられることが望まれる。

(2.1) 固定資産に係る会計処理が会計規定と一致していない(指摘事項)

固定資産に係る会計処理について、会計規定と一致していない事例が見られた。
 ①規定では10万円以上の資産については台帳に記載の必要があるが、取得年度に即時償却される法人税法に規定される少額減価償却資産の記載が無かった点。
 ②規定では償却の開始月が取得の翌月とされているが、実際には取得した月より償却が開始されていた点。
 今後は規定に沿った処理を行うか、若しくは規定自体の変更を検討するべきである。

①法人税法に規定される少額減価償却資産の管理について
 当法人において固定資産とは以下のとおりに定義されている。

「財団法人山梨県体育協会会計規程」
 第43条 固定資産とは流動資産及び繰延資産以外の資産で1年を超えて有する資産をいい、耐用年数1年以上で取得価格10万円以上の有形固定資産、その他固定資産としての無形固定資産及び投資等の資産をいう。

上記の規程に従えば、取得価格10万円以上の資産については、その全てが固定資産台帳に記載されているはずであるが、実際は税法上の少額減価償却資産に該当する取得価額30万円未満の固定資産については即時償却されており、固定資産台帳への記載はなされていなかった。

「租税特別措置法」
 第67条の5(略) 事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの(略)を有する場合において、(略)事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

②固定資産償却計算開始月の会計規定との不整合について
 当法人の会計規定には固定資産の償却計算を開始する月について以下のとおり規定されている。

「財団法人山梨県体育協会会計規程」
 第46条2項 減価償却は当該減価償却資産を取得した日の属する月の翌月から始めるものとする。

固定資産台帳において、償却開始月を確認したところ、実際は取得した日の属する月から減価償却の計算が行われていた。①及び②ともに当該処理は、税法上も認められており、その処理の妥当性自体に異を唱えるものではないが、実際の経理処理と会計規定が異なるという状況は改善が望まれる。現在の会計規定が、実際の経理処理に整合していないのであれば、会計規定自体の変更を検討するべきであると思われる。

(2.2) 退職給付引当金及び退職給付引当資産が1,320,000円過大計上となっているため取崩しの処理を行うべきである。また、引当資産については取扱要領の作成が望まれる。(指摘事項)

当法人の平成22年度決算時における退職給付引当金及び退職給付引当資産の金額は、本来あるべき金額よりも1,320,000円過大計上となっているため速やかに取崩しの処理を行うべきである。また、当法人が採用している退職給付引当資産の要積立額の計算方法は広く一般的に採用されている方法と異なり、法人の独自性が強いものとなっているため、その取扱については公益法人会計に関する実務指針に定められている取扱要領を作成することが望まれる。

当法人の退職給付引当金は、財団法人山梨県体育協会退職手当規定に基づいて計算された期末における自己都合要支給額に相当する金額から中小企業退職金共済(以後、「中退共」という。)への外部積立金を控除した金額を計上することとされており、平成22年度決算時点においては231,816,491円が貸借対照表に計上されていた。当該引当金の金額について適正性を確認するために法人が作成した積算資料を閲覧したところ、平成22年度決算時点における引当金の要計上額は230,496,491円と積算されており、実際の決算額は1,320,000円過大計上となっている事実が判明した。その原因について担当者を確認したところ、平成21年度決算時点において、平成21年度末で退職した者に対する未払いの退職金に対応する中退共への外部積立1,320,000円について、誤って外部積立額から除外してしまったことによるものであった。

	実際に行われた処理	正しい処理
(A) H21年度末退職金自己都合要支給額	274,886,058円	274,886,058円
(B) H21年度末中退共への外部積立金	42,000,000円	43,320,000円
(C) H21年度末退職給付引当金残高	232,886,058円	231,566,058円

※(A) - (B) = (C)

同様に、将来の退職金の支払いに備えて特定資産として積み立てられている退職給付引当資産についてもあるべき残高244,307,880円に対して、平成22年度決算時点における残高は245,627,880円と1,320,000円の過大積み立てとなっていた。引当金及び引当資産ともに過大計上となっている金額については目的外に正味財産及び資金が拘束されてしまっている状態であると判断されるため、速やかに取崩しを行うべきである。

また、退職給付引当金に対応する資金を特定預金として積み立てるとい処理は広く行われているところであり、一般的には引当金の金額と特定預金の金額は同額となる処理を採用しているケースが多いと考えられるが、当法人では平成22年度決算時点における引当金の残高に比して、特定預金の残高が12,741,822円多く計上されていた。こ

これは引当金の要引当額の計算においては前述のとおり期末における自己都合要支給額に相当する金額をベースとしているが、特定預金の要積立額の計算においては、退職金規程に従い、51歳以上の職員に係る分については、その者が定年退職した場合の支給率をベースとしていることに起因することであった。公益法人会計基準においては、当該特定預金の積立はあくまで法人の任意であり、当法人で行っている処理自体に異を唱えるところではない。しかし、特定預金として特定の目的のために資金を拘束する以上はその取扱いいには特段慎重な処理が求められると考えられる。公益法人会計に関する実務指針その2（平成18年4月13日日本公認会計士協会）のQ10によると特定目的のための預金については以下の6項目の取扱要領を作成することが望ましいとされている。

- ①目的 ②積立ての方法 ③目的取崩の要件 ④目的外取崩の要件 ⑤運用方法
- ⑥その他

上記の取扱要領の作成は退職給付を目的とした預金に限定したものではないが、現在当法人で採用している退職給付引当資産の計算方法は法人の独自性が強いと判断され、その積み立てに際して恣意性介入の可能性について外部に疑念を抱かせることを防止する観点からも、上記表中の要件を充足した取扱要領の作成を行うことが望ましいと思料される。

第六 山梨県出資法人に対して県の支援のあり方に関する一考察

(1) 県からの事務局機能の独立性の確保、または、他の団体との合併も検討に値するものと思われる。

今回の監査の対象となっている県が出資する法人のうち、主として県が事務局運営を行っている法人は公益財団法人長田ふるさと財団、財団法人やまなみ文化基金、公益財団法人やまなし環境財団及び財団法人小佐野記念財団の4法人が存する。これらの法人は何れも寄付者から多額の出資を受けた上で、当該資金を原資に県が出資した公益法人であり、助成事業や表彰事業等県の施策の一部を担った運営が行われている。各法人の設立の経緯や運営状況は下記の通りである。

<公益財団法人長田ふるさと財団>

当法人は、望月県政時に県出身の個人及び法人から県が寄附を受け設立された公益法人である。県民の福祉、教育、文化、国際交流活動を行う団体への助成や『県民の看護師さん』表彰事業等を行っている。現在役員のうち理事1名を企画県民部長、監事1名を出納局長、評議員3名を教育委員会教育次長、総務部次長、福祉保健部次長が努め、また、運営委員を企画部県民部次長、表彰選考委員を福祉保健部次長及び企画県民部次長が務めており、事務局は県民生活・男女参画課長のほか4名の体制で運営されている。当法人の担当者はヒアリング時にはその業務の30%程度を法人運営に費やしている状況にあるとのことである。設立の経緯から県の福祉、教育、文化、国際交流活動の施策の一部を担っているものである。

<財団法人やまなみ文化基金>

当法人は、県内所在の法人から県が寄附を受け設立された公益法人である。文化活動を行う県内の団体への助成事業等を行っている。現在役員のうち専務理事を企画県民部長、理事のうち教育次長及び県の100%出資法人である財団法人やまなし文化学習協会専務理事の2名、監事のうち1名は出納局長、評議員のうち県立美術館副館長及び(財)やまなし文化学習協会事務局長の2名が務めており、事務局は生涯学習文化課長のほか4名の体制で運営されている。当法人の担当者はその業務の10%～30%程度を法人運営に費やしている状況にあるとのことである。設立の経緯から県民の文化活動事業への助成という県の施策の一部を担っているものである。

<公益財団法人やまなし環境財団>

当法人は、「環境首都山梨」を目指した天野県政時に県内在住の個人から県が寄附を受け設立された公益法人である。環境に関する普及啓発活動を行い、民間の環境活動団体への助成や表彰事業等を行っている。現在役員のうち理事長を森林環境部部長、評議

員のうち1名は森林環境部次長、運営委員のうち1名は森林環境総務課長が務めており、事務局は環境創造課長のほか4名の体制で運営されている。当法人の担当者はその業務の40%程度を法人運営に費やしている状況にあることである。設立の経緯から県の環境活動の施策の一部を担っているものである。

＜財団法人小佐野記念財団＞

当法人は、県出身の個人から県が寄附を受け設立された公益法人である。文化やスポーツの国際交流活動を行う団体への助成等を行っている。現在役員のうち専務理事を観光部長、理事1名を教育長、監事1名を会計管理者が務め、事務局は国際交流課長のほか5名の体制で運営されている。当法人の事務局担当者5名のうち、主たる担当者は25%程度を当法人の運営に費やしている状況にあることである。設立の経緯から県の文化やスポーツに関する国際交流活動の施策の一部を担っているものでもある。

各法人の平成22年度の状況は次の通りである。

法人名	長田ふるさと財団	やまなみ文化基金	やまなし環境財団	小佐野記念財団
出資構成	県3億円 その他2億円	県3億円	県4.79億円 その他0.03億円	県3億円
事務局員	県職員5名	県職員5名	県職員5名	県職員6名
当期収入	5,123千円	4,140千円	7,516千円	3,608千円
基本財産運用収入	5,120千円	4,140千円	6,924千円	3,584千円
事業費	5,774千円	2,940千円	7,174千円	3,198千円
管理費	121千円	9千円	293千円	180千円
事業活動収支差額	△771千円	1,191千円	49千円	229千円
当期正味財産	506,099千円	302,182千円	489,163千円	324,552千円
内、内部留保額	6,099千円	1,382千円	6,152千円	24,602千円

※内部留保額は、当期正味財産額から基本財産額を控除した額である。

上記の通り、最近の低金利により基本財産運用収入は360万円～750万円と低迷しているものの、県が事務局機能を担っていることから管理費は1万円～29万円と少額であるため、事業費が確保されている状況にある。また、内部留保額も小佐野記念財団を除き比較的小額である。

各法人は県からの依頼や県の施策のために行われた寄付金を原資に、当時の県議会の決議に基づき、当該寄付金を出捐することにより財団法人が設立された。設立当初から各法人の寄附行為に基づき、何れも県の施策の一部を担うよう継続して運営されてきている。また、設立の経緯や寄附行為所定の目的及び事業内容から、当初より県の所管課が事務局として運営してきている。しかし、県その他の出資団体の多くは独自に事務局を設け、また他の公益的な団体の多くはボランティアで運営されている。当該各法人もそ

の設立の経緯は十分斟酌すべきものと思われるが、県からの援助に頼らなく独自の事務局を設けることを今後も検討していくことが必要と思われる。

なお、小佐野記念財団では使途が限定された特定資産として「周年事業引当資産」21,000千円の積立があり、資金的な余裕があるものの、今後各法人が独自に事務局を設けると現在の管理費が増大し事業費に使用する予算が著しく減少する状況にあり、事業を行うにあたり支障をきたすことも考えられる。このような予算的な問題があるとするなら他の同様な事業を行っている団体や他の課が所管する主として助成等を行っている同様な団体等と合併することも検討に値するものと思われる。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番